

# 鹿島市地域福祉計画及び 地域福祉活動計画

計画素案

平成 24 年 12 月

佐賀県 鹿島市

# 目 次

---

<b>I 計画の前提</b> .....	<b>1</b>
第1章 今、なぜ地域福祉か .....	2
第2章 地域福祉計画とは .....	3
第3章 計画策定の背景と方向性 .....	7
<b>II 市の現状と地域福祉推進のための課題</b> .....	<b>11</b>
第1章 市の現状と今後の見通し .....	12
第2章 地域福祉に関わる住民意識とニーズ .....	23
第3章 福祉関連分野との関係 .....	32
第4章 地域福祉を推進する上での基本課題 .....	33
<b>III 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>35</b>
第1章 計画の将来像と基本目標 .....	36
第2章 施策の体系 .....	38
<b>IV 鹿島市地域福祉計画</b> .....	<b>39</b>
第1章 「安心」を形にする .....	40
(1) 総合的な相談体制の充実 .....	40
(2) 地域における身近な相談体制の充実 .....	42
(3) 制度の狭間にある人などへの支援 .....	44
第2章 「利用者本位」の福祉サービスを提供する .....	46
(1) 多様な福祉サービス提供事業所の育成 .....	46
(2) 質の高いサービス供給の仕組みづくり .....	48
(3) 情報提供体制の整備充実 .....	50
第3章 「地域福祉力」を高める .....	53
(1) ボランティアの育成 .....	53
(2) 社会福祉協議会による地域福祉の推進 .....	55
(3) 地域課題を解決できる仕組みづくり .....	56
(4) 福祉教育の推進 .....	59
(5) 人権意識や男女共同参画意識の向上 .....	60
(6) 防災・防犯体制の整備 .....	62
(7) ユニバーサルデザインのまちづくり .....	66

<b>V</b>	<b>地域福祉活動計画等の概要</b>	<b>69</b>
第1章	地域福祉活動計画とは	70
第2章	計画の基本的考え方	70
第3章	鹿島市社会福祉協議会について	71
第4章	社会福祉協議会に対する住民ニーズ	74
<b>VI</b>	<b>鹿島市地域福祉活動計画</b>	<b>77</b>
第1章	「安心」を形にする	78
(1)	地域に密着した相談・支援の充実	78
(2)	気づきや見守りを通じた身近な支援	79
第2章	「利用者本位」の福祉サービスを提供する	80
(1)	福祉サービスの提供事業所等との連携	80
(2)	質の高い福祉サービスの提供	80
(3)	情報提供体制の整備充実	82
第3章	「地域福祉力」を高める	83
(1)	ボランティアの育成	83
(2)	地域課題を解決できる仕組みづくり	84
(3)	福祉教育の推進	85
(4)	災害時の対応	86
<b>VII</b>	<b>計画の推進のために</b>	<b>87</b>



# I 計画の前提

## 第1章 今、なぜ地域福祉か

---

近年の少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化、ライフスタイルの多様化により、家族内の扶養機能の低下や地域での相互扶助機能の低下がもたらされているほか、いじめやドメスティック・バイオレンス、虐待など新たな問題もクローズアップされています。

このような状況の中で、住民や地域として抱える生活課題は、一層多様化・複雑化し、これまでのような高齢者や障がい者、児童（子育て家庭）といった福祉の個々の制度の中で個別に対応していくだけでは、きめ細かなニーズに十分に応じられない状況が生じており、福祉のあり方も大きく変わっていく必要があります。

このため、行政内部においても関係部署の連携を密にし、より効果的なサービスを提供することがますます重要になっています。

また、こうした連携は、地域にもあてはまるものであり、住民同士が相談に乗ったり、助けあったりしてきたかつての地域の相互扶助機能のように、地域のつながりを広げ、公的なサービスでは対応しにくい領域を相互に支援していく取り組みが求められています。

「地域福祉」の考え方は、このように、社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できない細かな支援ニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援しあう仕組みを築き上げていこうとするものです。

一方、本市は、これまで、固有の歴史や文化、風土を活かしながら福祉のまちづくりに積極的に取り組んできたところですが、人口減少と少子高齢化、地域主権といった時代の流れが一段と進む中で大きな岐路に立たされており、新たな福祉のまちづくりへの取り組みが求められています。

このためには、福祉のまちづくりに積極的に関わり、自らの地域は自分たちで考えていこうとする住民の意識を大切にしながら、住民と行政と一体となって取り組んでいくことが求められます。

子どもから高齢者まで障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みを地域全体として築いていく「地域福祉」の考え方は、これからの福祉のまちづくりの考え方にも合致したものであり、住民一人一人の努力（自助）と住民の相互扶助（共助）、公的な制度による対応（公助）の連携によって解決していく取り組みはこれを先導するものとなります。

## 第2章 地域福祉計画とは

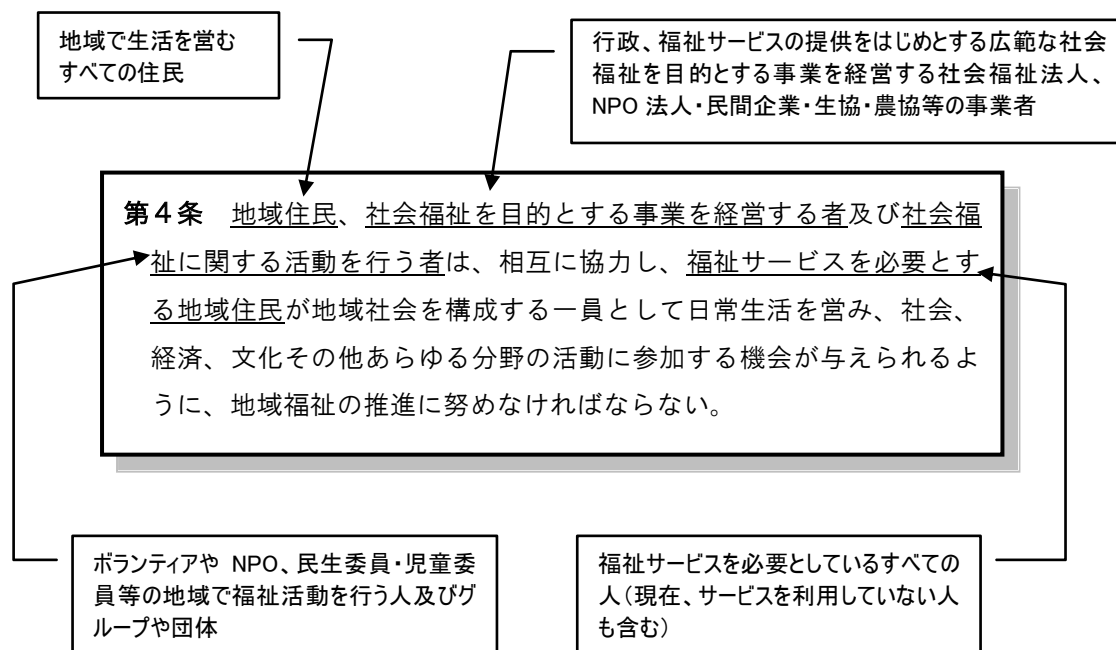
### (1) 計画策定の目的

平成 12 年に改正された「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

本市においても、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、各根拠法令等に基づく福祉施策の展開とともに、市社会福祉協議会や福祉施設等の社会福祉法人、ボランティアをはじめ、住民の主体的な福祉ボランティア活動などの育成や活動内容の充実、連携を強め、鹿島市全体としての「地域福祉力」を高めていくことが求められます。

このため、住民だれもがそれぞれ自分らしく、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性、ビジョンを掲げ、その実現のための必要な施策等を取りまとめるために「鹿島市地域福祉計画」を策定するものです。

#### ■社会福祉法における地域福祉を推進する主体と目的に関する条文■ (社会福祉法第4条：地域福祉の推進)



## (2) 計画の性格

鹿島市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、本市の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるものです。

特に、「高齢者保健福祉計画」や「障害者基本計画」、「次世代育成支援行動計画」などこれまでの福祉分野別の個別計画の中で掲げられている理念・目標を尊重しながら、地域全体としての福祉のあり方を次の観点からとらえ直し、共通する理念や福祉ビジョンを定めるとともに、「自助・共助・公助」の観点から取り組みの方向を定めるものとします。

### ■地域福祉計画に盛り込むべき事項■

社会福祉法（抄）（昭和26年法律第45号）

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### ■個別計画の概要（参考）■

#### 【第5期鹿島市高齢者保健福祉計画】

##### 計画の位置づけ

老人福祉法に基づき、高齢者福祉事業全般の供給体制の確保に関して必要な事項を定めた計画

##### 計画の期間

平成24年度～平成26年度

##### 基本理念

生きがいとゆとりのある健康長寿と福祉のまちづくり

##### 重点課題

- 介護予防の推進
- 生活支援体制の充実
- 生きがいづくりの推進
- 地域ケア体制の整備

#### 【鹿島市障害者基本計画】

##### 計画の位置づけ

障害者基本法に基づき、障害者のための、保健・医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等に関する基本的な事項を定めた中長期の計画

##### 計画の期間

平成21年度～平成30年度

##### 基本理念

障害者が暮らしやすいまちづくり

##### 基本目標

- 啓発・広報の充実
- 保健・医療の充実
- 療育・教育体制の充実
- 雇用・就労の促進
- 生活支援サービスの充実
- 生活環境の整備・充実
- スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進



## 【鹿島市次世代育成支援後期行動計画】

### 計画の位置づけ

次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画策定指針に即した次世代育成支援のための集中的・計画的な取り組みを推進するため、行動計画を策定し、対策の実施により達成しようとする目標、内容、実施時期等を定めた計画

### 計画の期間

平成 22 年度～平成 26 年度

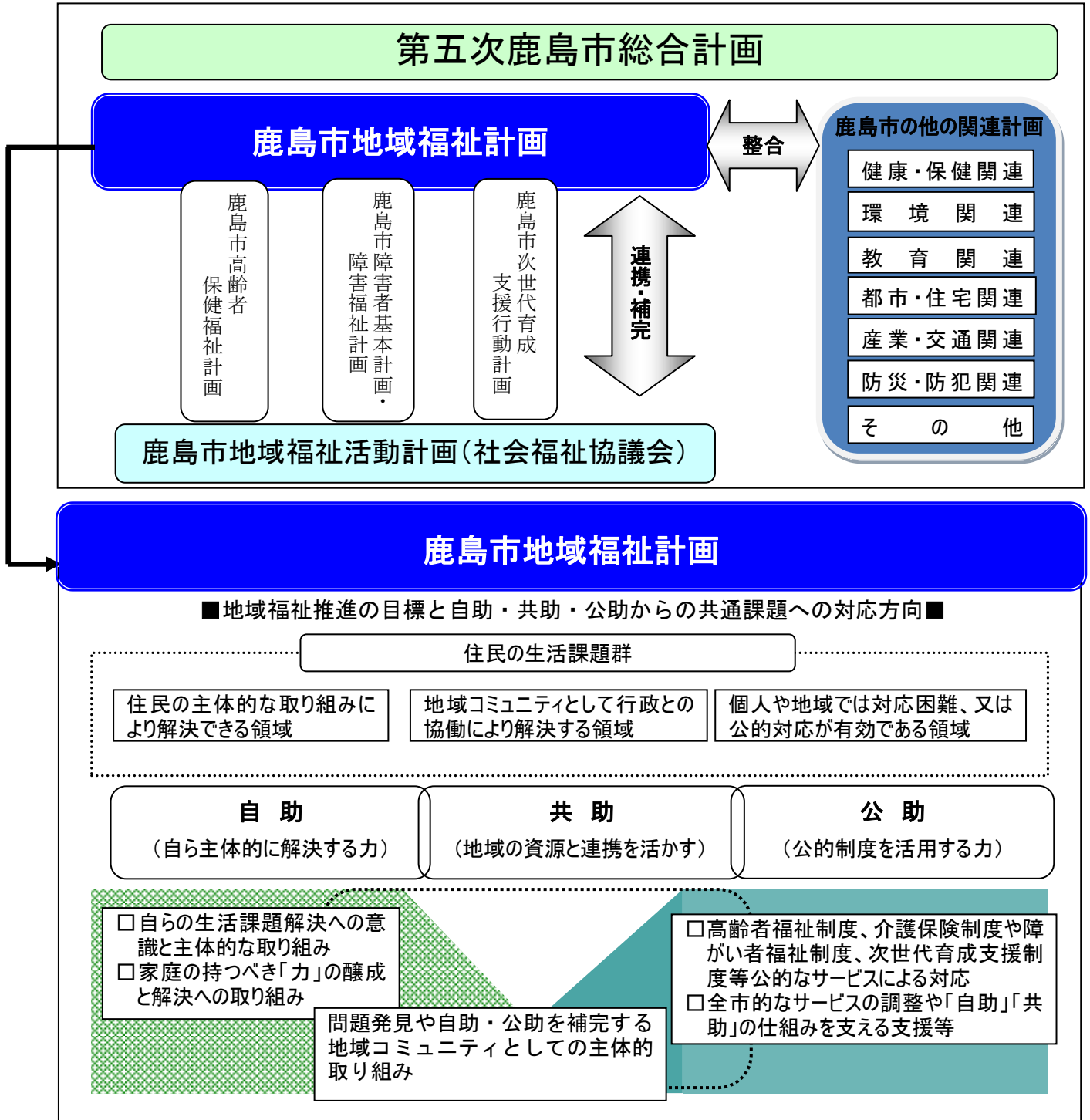
### 基本理念

のびのび、健やか、心豊かな子どもが育つ・育てるまち”かしま“  
みんなが”人が輝くまち”をめざして

### 基本的方向

- 誰もが安心して子育てができる環境づくり
- みんなで子育てを支えあう環境づくり
- 健やかな子どもが育つ環境づくり

■「自助・共助・公助」からみた地域福祉計画と他の計画との関連性■



**(3) 計画の期間**

計画期間は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年とします。ただし、社会情勢や大きな制度改正へ柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

## 第3章 計画策定の背景と方向性

---

### (1) 社会的な状況の変化について

#### ① 少子高齢化の進行

わが国においては、他の先進諸国に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。その中でも本市の高齢化率は平成 22 年 10 月 1 日現在で 25.7%であり、4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者である超高齢社会となっています。

今後は、少子高齢化・人口減少社会の影響により、少ない担い手で多くの福祉ニーズを支えていかなければなりません。

#### ② 安心を支えてきたシステムの機能低下

これまで暮らしの安心を支えてきた家族内の支え合いと企業の支えについては、核家族化や単身世帯の増加、終身雇用の変化や非正規雇用の増加、企業の経費削減などが進む中でこれまでのような支えは期待できなくなっています。

単身世帯やひとり親世帯は、世帯員相互の支援が期待できないことから、相対的に失業や疾病・災害といった社会的リスクに弱く、地域や社会による支援がより必要になると考えられます。また、単身世帯の増加は、介護をはじめとした支援を要する世帯の増加や負担能力の低下など、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

#### ③ 顕在化しにくい課題や生活の安全を脅かす犯罪の増加

自殺や虐待、家庭内暴力など、人の内面に端を発し問題が顕在化しにくいため解決が困難な課題や、子どもを狙った犯罪や高齢者を狙った詐欺など、暮らしの安全が脅かされるような事態が大きな社会問題となっています。

#### ④ 地域社会の変化

地域の連帯感や人と人のつながりが希薄化し、「ご近所」の人間関係が形成されなくなるなど、地域社会の支え合う関係が弱くなりました。

また、人口減少とともに、働く場が少ないことから若年層が市外へ出ることなどにより、地域社会の構成員が減少し、一部の地域では、今後地域社会の維持さえ難しい状況が訪れることが予想されます。

#### ⑤ ボランティアやNPOなどの活動

地域におけるつながりが希薄化する一方で、ボランティアやNPOなどの住民活動が活発になり、まちづくりや社会福祉の分野でも大きな力を発揮するようになってきました。

今後も、「機会があればボランティア活動に参加したい」と考える人など、潜在的な活動ニーズを掘り起こすことにより、地域福祉活動の新たな担い手となることが期待されます。

## (2) 福祉施策における課題の変化について

### ①福祉制度の方向性

近年の福祉施策は、行政機関がサービス内容等を決定して提供する仕組み（措置制度）から、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づき利用する利用者本位の仕組み（契約制度）へと変化しました。

そして、「障がいのある人もない人も地域でともに生活している状態こそが普通であり、障がいのある人も家庭や地域において普通の生活をするようにすべきである」というノーマライゼーションの考え方が普及し、在宅生活を支援する在宅サービスの充実が図られてきました。

全体的な方向性としては、個人の尊厳を尊重する視点から、個々人の生活全体に着目し、たとえ障がいがあっても、要介護状態になっても、できる限り地域の中でその人らしい暮らしが本人や家族の意思に沿ってできるような基盤を整備していく、というのが基本的な考え方であり、それに基づき、地域での自立支援、生活の確保、施設や病院から地域への移行が進められています。

### ②地域における生活に係る多様な問題

近年の福祉制度改革等により、公的な福祉サービス（特に高齢者・障がい者の分野）は飛躍的な発展を遂げてきたといえます。しかし同時に、地域においては、公的な福祉サービスだけでは対応できない問題や、公的な福祉サービスでの総合的な対応が不十分であることなどから生まれる問題、社会的排除や地域住民の理解が十分に得られないことから生まれる問題などがあります。

#### 【問題の例】

- ア. 高齢や障がい等により身体が不自由になり、一人でゴミ出しや電球の交換ができない人
- イ. 引きこもりがちで、身寄りのいない単身者
- ウ. 認知症の夫が、認知症の妻を介護している夫婦（「認認介護」と言います）
- エ. 一つの世帯で、要介護の親と障がいがある子どもがいるなど、複合的な問題のある家庭
- オ. ドメスティック・バイオレンスの被害に遭っている母親と非行を行う子どもがいる家庭
- カ. 発達障がい児の行動が周囲の理解を得られず、孤立した子育てをしている家庭

### (3) 地域福祉推進の方向性について

「社会的状況の変化」「福祉施策における課題の変化」を踏まえて、地域福祉推進の方向性について整理しました。

#### ①「地域における新たな支え合い」の構築

複雑多様化する生活課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応できないことが明らかになってきています。

基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められています。

#### ②「地域社会の再生の軸」としての福祉

地域には、安全安心の確立や次世代を育む場としての地域社会の再生が強く求められています。

住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働することは、地域での人々のつながりの強化、地域の活性化につながることを期待されます。そのため地域福祉は、地域社会を再生する軸になりうるといえます。

#### ③地域ごとに特色ある地域福祉の文化の育成

地域福祉を進めていくためには、一人一人が地域社会での生活課題を自らの問題として捉え、その解決に主体的に関わることが大切です。

そのような意識を持ち、お互いに支え合い、生活に根ざした社会的な活動を積み重ねることにより、人間関係が豊かになり、連帯感が深まり、地域ごとに特色のある地域福祉の文化が生まれ、育っていきます。

#### ④国の指針との整合性の確保

厚生労働省は、平成 19 年度に地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策を検討するため「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」を開催しました。

この研究会の報告「地域における『新たな支え合い』を求めて―住民と行政の協働による新しい福祉―」は、国として地域福祉を掘り下げたものであり、今後さらに地域福祉を推進するための重要な指針となっています。

この研究会報告において、地域における新たな支え合いとしての地域福祉を進めるための計画として明確にすべき事項が、次のように示されました。

本計画においては、このような国の指針との整合も図ります。

- ア. 住民主体を確保する条件があること
- イ. 地域の生活課題発見のための方策があること
- ウ. 適切な圏域を単位としていること
- エ. 地域福祉を実施するための環境として、情報共有がなされ、活動の拠点が  
あり、コーディネーターがおり、活動資金があること
- オ. 活動の核となる人材がおり、後継者が確保できること
- カ. 市町村は住民の地域福祉活動に必要な基盤を整備するとともに、公的福祉サー  
ビスも地域の生活課題に対応できるよう、一元的に対応すること

#### ⑤鹿島市地域福祉活動計画との連動

今回、鹿島市社会福祉協議会が中心となって、地域住民とともに実践する「鹿島市地域福祉活動計画」を併せて作成するにあたっては、将来像や基本目標を共有化することによって、行政と社会福祉協議会が連携して、地域福祉の実現に取り組んでいきます。

## **II 市の現状と地域福祉 推進のための課題**

# 第1章 市の現状と今後の見通し

## (1) 少子高齢化の進行と要援護家庭の増加

### ①人口動向

平成7年から平成22年にかけての鹿島市の人口（国勢調査人口）の動きをみると、一貫して減少傾向が続き、平成22年には30,720人となっており、平成7年からの15年間で約1割減少しています。

■年齢別人口の推移■

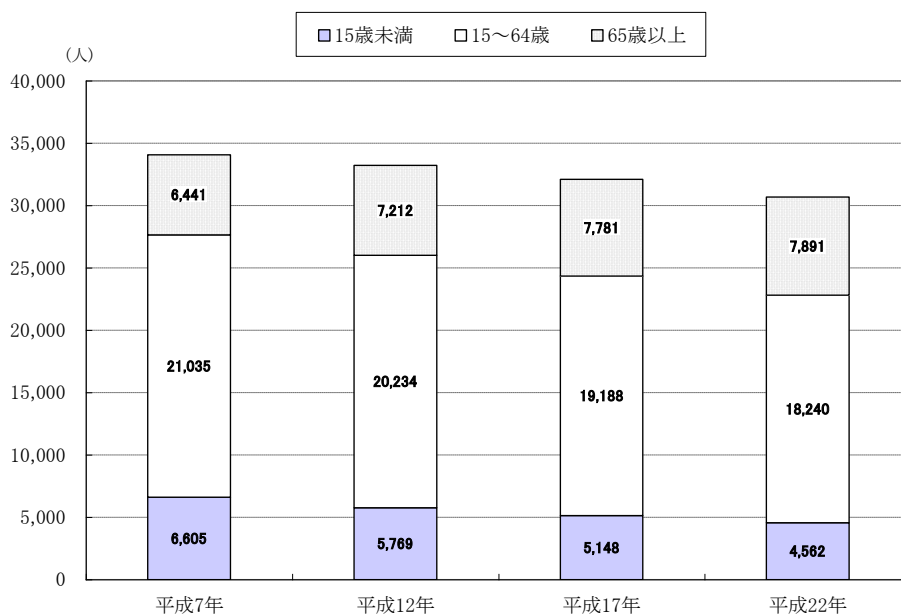
(年齢区分別人口)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15歳未満	6,605	5,769	5,148	4,562
15～64歳	21,035	20,234	19,188	18,240
65歳以上	6,441	7,212	7,781	7,891
総人口	34,083	33,215	32,117	30,720

単位：人

(総人口に占める割合)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
15歳未満	19.4	17.4	16.0	14.9
15～64歳	61.7	60.9	59.7	59.4
65歳以上	18.9	21.7	24.2	25.7

単位：%

資料：国勢調査



資料：国勢調査

人口構造を年齢3区分で見ると、0～14歳の年少人口は平成7年の6,605人から平成22年には4,562人と15年間で3割減少しており、少子化傾向が顕著となっています。

総人口に占める構成比も平成7年の19.4%から14.9%に低下しています。この平成22年の14.9%は県平均の14.6%に近似しています。

一方、15～64歳の生産年齢人口は、平成7年の21,035人から平成22年には18,240人へと減少し、構成比は61.7%から59.4%に低下しています。

さらに、65歳以上の老年人口（高齢者人口）は、平成7年の6,441人から平成22年

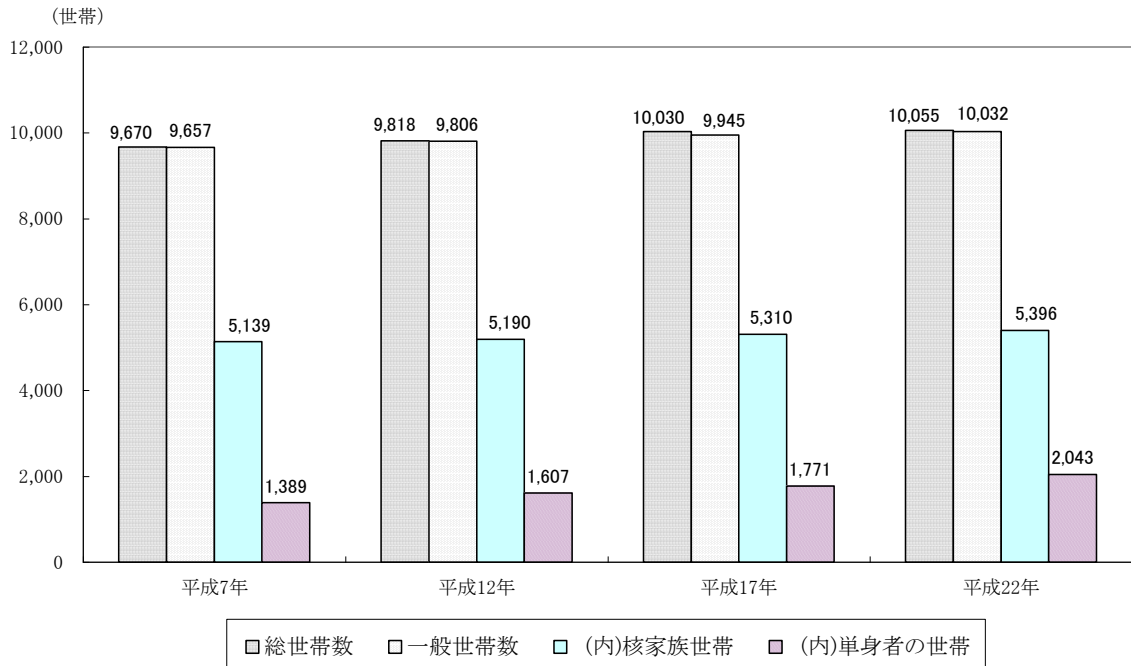


には7,891人へと、約23%増加となり、構成比も18.9%から25.7%と県平均の24.6%を上回り、4人に1人が65歳以上の高齢者で占める超高齢社会になっています。

## ②世帯動向

人口が減少傾向にある中、総世帯数は、平成7年の9,670世帯から平成22年には10,055世帯と約400世帯増加しています。結果として、一世帯当たり人員も、平成7年の3.50人から平成22年には3.06人に減少しています。

### ■核家族・単身世帯の推移■



資料：国勢調査

### ■平均世帯人員の推移■

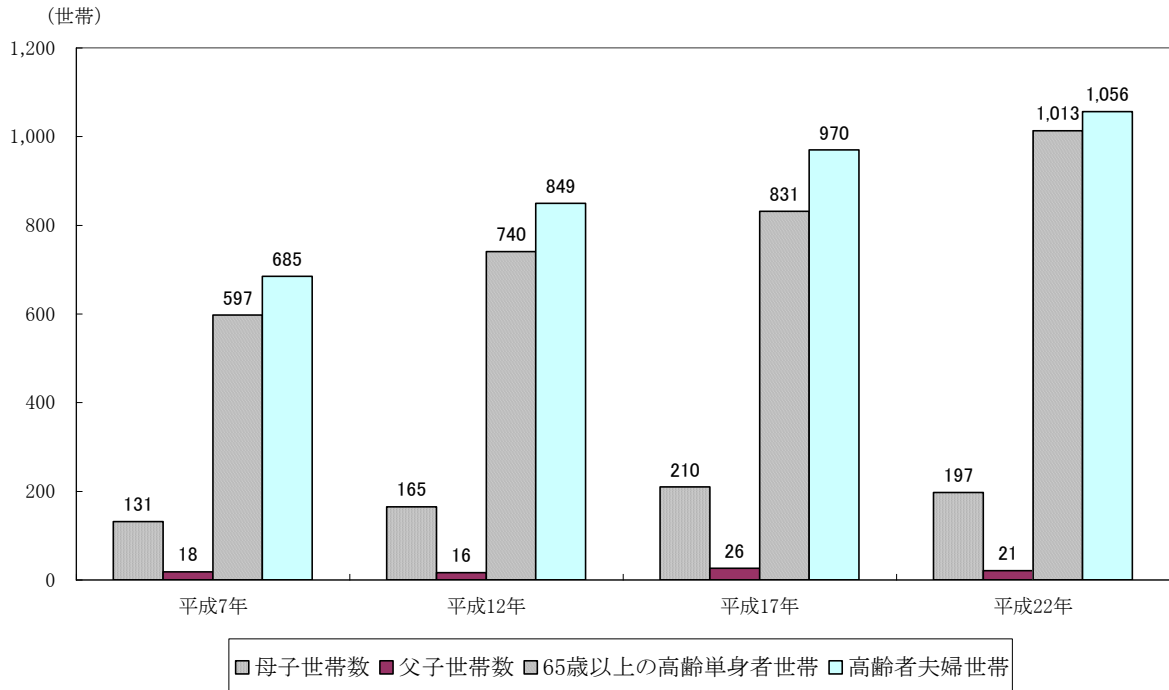
単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
1世帯あたりの平均人員	3.50	3.38	3.23	3.06

資料：国勢調査

また、要援護の必要な世帯においては、この15年間で、母子世帯、65歳以上の高齢者夫婦だけの世帯や単身世帯の増加が著しく、特に、65歳以上の単身世帯は、15年間で1.7倍と大幅に増加しており、深刻な状況となっています。

■ひとり親世帯・高齢単身者世帯等の推移■



資料：国勢調査

■類型別世帯数の推移■

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数	9,670	9,818	10,030	10,055
一般世帯数	9,657	9,806	9,945	10,032
(内)核家族世帯	5,139	5,190	5,310	5,396
(内)単身者の世帯	1,389	1,607	1,771	2,043
母子世帯数	131	165	210	197
母子世帯総世帯比率(%)	1.35%	1.68%	2.09%	1.96%
父子世帯数	18	16	26	21
父子世帯対総世帯比率(%)	0.19%	0.16%	0.26%	0.21%
65歳以上の高齢単身者世帯	597	740	831	1,013
同単身者世帯比率(%)	6.17%	7.54%	8.29%	10.07%
65歳以上の親族のいる世帯	4,535	4,898	5,179	5,306
同親族世帯比率(%)	46.90%	49.89%	51.64%	52.77%
高齢者夫婦世帯	685	849	970	1,056
同夫婦世帯比率(%)	7.08%	8.65%	9.67%	10.50%

資料：国勢調査

## (2) 介護や支援を必要とする住民の増加

### ① 高齢者や要介護認定者数の動向

65歳以上の高齢者のうち、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者の締める割合は平成7年の60.2%から平成22年には44.1%と3割近く減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者は、同期間39.8%から55.9%と4割増となっており、後期高齢者が占める割合が急激に高くなっています。

#### ■ 前期(65-74歳)・後期(75歳-)高齢者数・比率の推移 ■

	単位：人			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
前期高齢者数	3,875	4,044	3,847	3,482
後期高齢者数	2,566	3,168	3,934	4,409
高齢者計	6,441	7,212	7,781	7,891

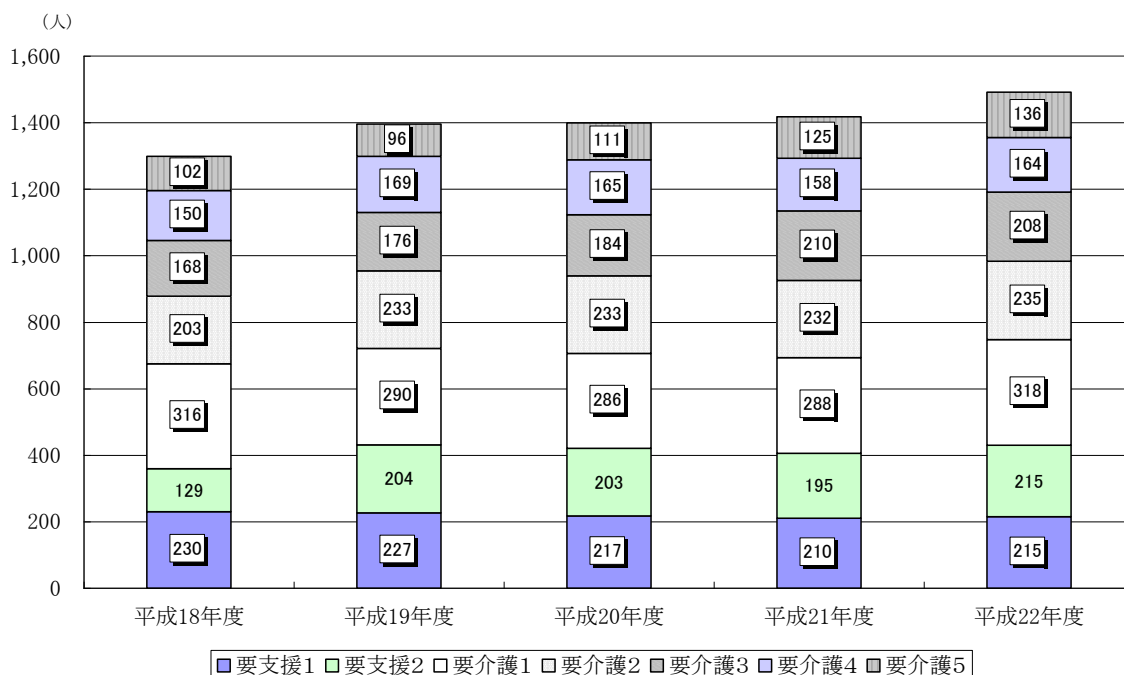
  

	単位：%			
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
前期高齢者比率	60.2	56.1	49.4	44.1
後期高齢者比率	39.8	43.9	50.6	55.9

資料：杵藤地区広域市町村圏組合介護事務所

このような中、要介護認定者数は、平成18年度以降、増加しています。その中では、要支援2、要介護2及び要介護3以降の認定者は増加傾向にあり、平成18年度の制度改革以降、重度にならないための介護予防の重要性が指摘されており、地域力によるこうした人を支援する領域が広がってきています。

#### ■ 要介護認定者数の推移 ■

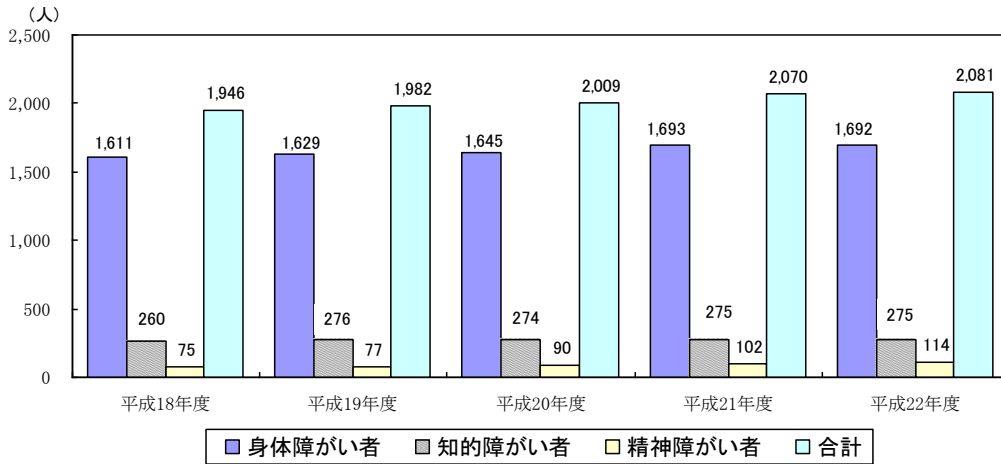


資料：杵藤地区広域市町村圏組合介護事務所

## ②障がい者の動向

障がいのある人（手帳所持者）は、平成22年度現在で身体障がい者が1,692人、知的障がい者が275人、精神障がい者が114人となっており、知的障がい者以外は増加傾向にあります。

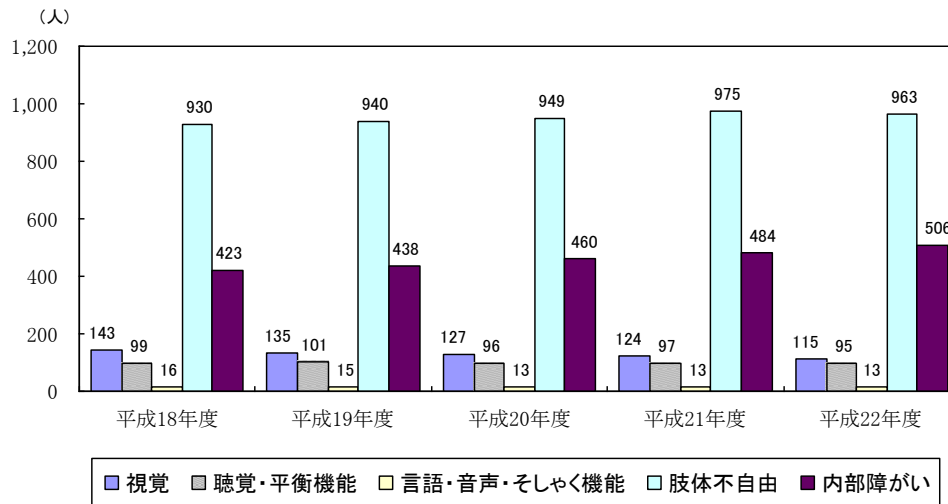
■障がい種類別障がい者数の推移■



資料：鹿島市福祉事務所

身体障がい者の場合には、生活習慣病が重症化した疾病などに起因する内部障がいが高めの割合が高くなっています。

■身体障がい者の障がい部位別■

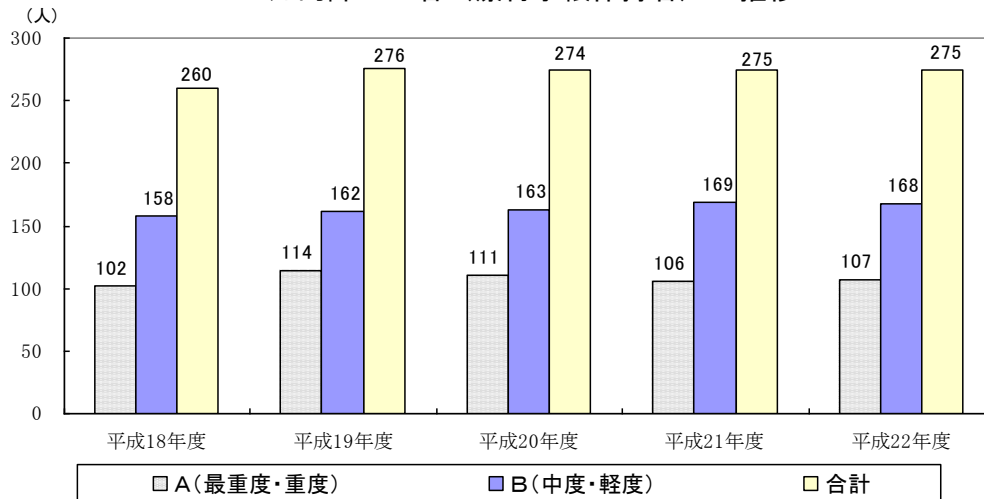


資料：鹿島市福祉事務所

また、知的障がい者（療育手帳所持者）は、平成 18 年度以降、「最重度・重度」「中度・軽度」とともに、同程度で推移しています。

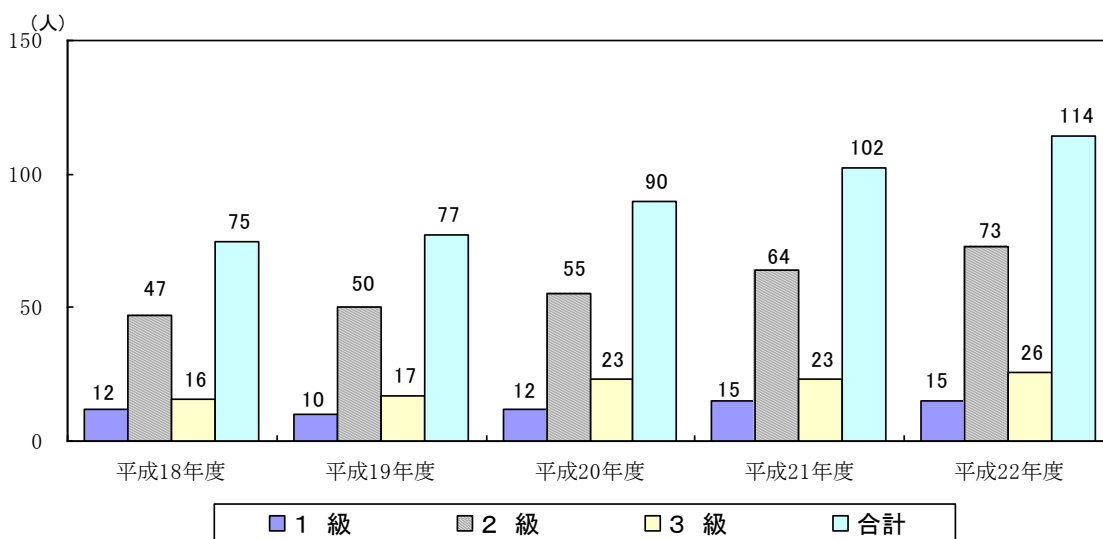
精神障がい者は、2 級を中心に増加傾向にあります。

■知的障がい者（療育手帳保持者）の推移■



資料：鹿島市福祉事務所

■精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳保持者）の推移■



資料：鹿島市福祉事務所

障がい者の公的サービスについては、平成 18 年度の障害者自立支援法の施行によって、従来、障がいの種類ごとに分かれていたサービスの提供の仕組みが一元化されると同時に、「施設から地域への移行」を促進する施策方針が打ち出されており、何らかの支援を必要とする障がい者が増加していくことが見込まれます。

また、障がい者の高齢化とともに、その家族介護者の高齢化が進む中で、障がいのある人が生涯にわたり地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、地域ぐるみでの支援の仕組みが一層必要となっています。

さらに、同法のねらいの一つとして、「障がい者をもっと働ける社会」の構築も掲げられており、その実現の上でも地域全体での取り組みが求められます。

### ③児童扶養の動向

父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のための「児童扶養手当」の受給者は年々増加しています。

#### ■児童扶養手当受給者数の推移■

単位：件

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度総数	323	330	335	338	343

資料：鹿島市福祉事務所

### ④特別児童扶養の動向

精神又は身体に障がいをもつ 20 歳未満の児童の保護者に対して支給される「特別児童扶養手当」の受給者は 60 人前後で推移しています。

#### ■特別児童扶養手当受給者数の推移■

単位：件

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度総数	63	60	60	60	61

資料：鹿島市福祉事務所

### ⑤生活保護世帯の動向

生活保護世帯は平成 22 年度で 124 世帯ですが、ここ 5 年間、人員も含め増減を繰り返しています。

#### ■生活保護の被保護人員・世帯数の推移■

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
世帯数（年度末）	113	109	106	131	124
人員（年度末）	138	135	127	166	146
保護率（‰）	4.25	4.33	3.99	5.22	4.60

資料：鹿島市福祉事務所

### ⑥児童虐待・DV相談件数

児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の相談件数は、平成 22 年度で、いずれも9件となっており、ここ1、2年は横ばいとなっています。

#### ■児童虐待相談件数の推移■

単位：件

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度総数	4	3	4	10	9

#### ■DV相談件数の推移■

単位：件

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年度総数	2	7	9	9	9

資料：鹿島市福祉事務所

### ⑦自殺者数の動向

市全体の自殺者数は、平成 23 年度は4人となっています。

#### ■自殺者数と死因順位の推移■

単位：人、位

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年度総数	-	-	4	7	4
死因順位	-	-	6	6	6

（注）死因順位とは全死亡者の死亡原因に対する自殺者数の順位

資料：鹿島市福祉事務所

このように、対象者の増減はあるものの、核家族化の進行などに伴う子育て家庭への支援、増加傾向がみられる母子家庭といった「ひとり親家庭」への支援、あるいは生活困窮世帯への支援など、継続した対応が求められます。

### (3) 地域福祉を支える地域資源と住民自治への新たな取り組み

少子高齢化や世帯構造の変化が進んでいく中で支援を必要とする住民に対し、地域として一体的に取り組む課題は数多く、多様化しています。

一方で、本市には、福祉サービス、地域活動など地域福祉を推進する上で重要な役割を担う人材が豊富であり、多様化する地域課題の解決に向けた活用などが期待されます。

#### ■鹿島市のボランティア団体の内訳(社会福祉協議会登録分)■

	グループ名	会員数	設立の趣旨・目的	年齢層	具体的な活動内容	主な活動場所
1	サークル・エコ通信	13	視力障害者の福祉の増進と社会福祉の発展を図ること	40～70代	視力障害者に渡す為、鹿島市報の朗読テープを作成	鹿島公民館・自宅
2	鹿島手話サークル	14	「聴覚障がい者への情報提供」に基づいての交流、勉強会等	20～70代	手話講習会、手話通訳、小学校手話教室、福祉施設手話教室、大会等の手話通訳	市・県内福祉会館(定例会)
3	鹿島市婦人ボランティア五五会	13	昭和55年に県・市の指導者講習会に参加し、そこで学んだ事を活かそうとの思いで設立	50～80代	施設ボランティア(好日:話相手、療育園;オムツ作り、作業所;要請に応じて)、チャリティー行事協力	好日の園・鹿島療育園福祉作業所
4	田澤少年クラブ	9	田澤精神の理解を促し、実践力を身につけ、我が国の将来を担う少年の健全育成に努めること	小5～中3	旭が岡公園・武家屋敷通りの清掃活動、赤い羽根共同募金街頭活動、奥平谷キャンプ場周辺の清掃活動	田澤記念館及び市街
5	鹿島おもちゃ図書館コスモス文庫	13	障がいのある子供達におもちゃを通じて、遊びの楽しさを伝えたいとの願いから、健全な子供達との交流も深める	30～50代	子供達が安全に遊ぶおもちゃ作り、おもちゃ管理、サマースクームの開催、保護者の情報交換	鹿島おもちゃ図書館コスモス文庫
6	楠風会鹿島藤津支部「さくら会」	13	会員の親睦とボランティア活動のため	60～80代	福祉施設でのおむつ作り、清掃、草取り等の奉仕活動	市内福祉施設
7	鹿島療育園囲碁将棋ボランティア	3	施設入所者との対局・交流・及びボランティア同士の親睦・交流	50～70代	療育園入所者との囲碁・将棋対局	鹿島療育園
8	鹿島視力障害者福祉協会	20	視力障害者の団結	40～70代	施設入所者慰問マッサージ	好日の園・鹿島療育園
9	社)鹿島青年会議所	28	奉仕・修練・友情の精神のもと明るい豊かな社会づくり	20～40代	自己修練・地域貢献・青少年育成	市内
10	鹿島市手をつなぐ育成会	70	知的障がい者の保護者の会	30～80代	障がい者の年齢に応じた研修・親睦事業等、バス研修	市内
11	童心の会 童謡の郷づくり	31	童謡を通して、子育て支援並びにその環境づくり	20～70代	童謡普及及びコンサート、放課後児童クラブへのコンサート提供	市内
12	いとしの会	15	高齢者大学鹿島校14期生同窓会で、会員相互の親睦連帯並びに知識や教養の向上	70代	話相手等のボランティア	一本柿荘さえずり
13	シルバー茶道教室	2	茶会席を通しての、交流及びボランティア親睦、お茶作法による子育て支援	60～	チャリティー茶会	福祉会館老人センター
14	ボランティアグループ ひがたが丘	10	ディサービスの手伝い	60代	高齢者を対象に、自立、ボケ防止、転倒予防等の訓練、指導	ディサービスひがたが丘
15	宝円寺佛教婦人会	35	佛教婦人としての教を学び、仏の子供を育てる。地域社会の為に活動	20～80代	施設清掃、交流会、佛教行事におけるまかない、清掃	宝円寺内、佐賀教室好日の園
16	鹿島市子ども会連絡協議会	100	地域の子供達を心身共に健全に育成する		地子連、市子連の球技大会の補助、夏休み作品展補助	除草作業、縮重作業
17	鹿島市肢体不自由児者 父母の会	28	会員をもつ親の啓蒙・啓発	40代	月1回おむつ作り、研修会	鹿島療育園
18	鹿島ローターアクトクラブ	7	青年男女が個々の能力の開発にあたって知識や能力を高め、それぞれの地域社会に奉仕し、地域の人と親睦を深める	10～20代	月1回の清掃活動、ガタリンピック、鹿島おどりの実行委員、研修会等で交流、勉強会などにも参加	県内全域
19	風のガーデンの会	46	鹿島市における在宅医療の推進	20～80代	自宅で人生の最後を迎えたい人に在宅医療のあり方を、医師、その他の関係者にアドバイスしてもらいながら進める	鹿島市内

資料：鹿島市社会福祉協議会(平成24年5月現在)

■いきいきサロン活動グループの内訳■

	グループ名	会員数		結成 年月日	主な活動場所
		対象者	協力者		
1	城内文化部	14	8 (2重複)	平成18年4月	城内公民館
2	西峰地区いきいきサロン	5	1 (1重複)	平成10年2月	西峰集会所
3	新町いきいきサロン寿会	8	1	平成13年3月	新町公民館
4	横田遊友会	10	5 (1重複)	平成11年6月	横田公民館
5	執行分日曜クラブ	15	19 (1重複)	平成9年4月	執行分公民館
6	末光いきいきサロン学習会	20	18 (7重複)	平成12年3月	末光公民館
7	犬王袋ばら会	10	6 (2重複)	平成13年8月	犬王袋公民館
8	ふれあい観音講	6	3 (1重複)	平成11年3月	上浅浦公民館
9	花みずき会	26	0	平成12年4月	大村方公民館
10	日当山サロン (中尾)	7	3 (3重複)	平成13年9月	日当山公民館
11	ほのぼの会 (下古枝)	13	7 (7重複)	平成14年4月	下古枝公民館
12	南舟津土曜会	15	5 (1重複)	平成9年9月	南舟津公民館
13	すみれ会	15	1	平成12年7月	森多目的センター
14	八十路をのぼろう会	40	13 (12重複)	平成16年1月	母ヶ浦公民館

(注) いきいきサロンの活動内容は、「高齢者のふれあいの場・趣味活動・運営等」である。

資料：鹿島市社会福祉協議会(平成24年4月現在)

■愛の一声ネットワークの内訳■

	グループ名	ネット数		グループ名	ネット数	
		対象者	協力者		対象者	協力者
1	西峰隣近所たすけあい	20	38	25 南川ネットワーク	2	6
2	旭ヶ岡ネットワーク	4	12	26 筒口ネットワーク	2	6
3	新古賀ネットワーク	1	3	27 大村方ネットワーク	8	24
4	高津原ネットワーク	4	11	28 下古枝ネットワーク	3	10
5	新町ネットワーク	3	9	29 上古枝ネットワーク	1	4
6	中牟田ネットワーク	1	3	30 七開・矢筈ネットワーク	3	9
7	納富分ネットワーク	1	2	31 新方ネットワーク	2	9
8	行成ネットワーク	5	15	32 湯ノ峰ネットワーク	3	13
9	執行分ネットワーク(A)	3	12	33 南舟津ネットワーク	4	12
10	執行分ネットワーク(B)	3	6	34 浜中町ネットワーク	1	4
11	井手分ネットワーク	6	15	35 浜新町ネットワーク	1	2
12	末光ネットワーク	3	13	36 森ネットワーク	1	3
13	馬渡ネットワーク	3	9	37 井手ネットワーク	2	6
14	小舟津ネットワーク(A)	3	6	38 三部ネットワーク	1	3
15	小舟津ネットワーク(B)	2	10	39 新籠ネットワーク	3	6
16	世間ネットワーク	1	2	40 中村ネットワーク	1	2
17	伏原ネットワーク	1	3	41 飯田ネットワーク	8	24
18	下浅浦ネットワーク	2	6	42 龍宿浦ネットワーク	6	17
19	中浅浦ネットワーク	5	13	43 嘉瀬浦ネットワーク	2	7
20	上浅浦ネットワーク	1	4	44 音成ネットワーク	5	18
21	大木庭ネットワーク	5	20	45 大宮田尾ネットワーク	6	13
22	西・東三河内ネットワーク	2	6	46 小宮道ネットワーク	6	18
23	中川内ネットワーク	3	14	47 母ヶ浦ネットワーク	3	7
24	広平ネットワーク	3	6			

(注) 愛の一声ネットワークの活動内容は、「地域独居高齢者等の見守り活動」である。

資料：鹿島市社会福祉協議会(平成24年4月現在)



■会食会グループの内訳■

	グループ名	会員数		結成 年月日	主な活動場所
		対象者	協力者		
1	城内会食会	26	18 (8重複)	平成3年8月1日	城内区公民館
2	高津原会食会 月曜会	12	8	平成5年11月4日	高津原区かんらん
3	高津原会食会 水曜会A	8	4	平成3年11月1日	高津原区かんらん
4	高津原会食会 水曜会B	3	6	平成3年6月1日	高津原区かんらん
5	高津原会食会 水曜会C	8	2	平成3年6月1日	高津原区かんらん
6	高津原会食会 金曜会	32	25 (5重複)	平成3年11月1日	西峰住宅集会所
7	西牟田会食会	14	17	平成2年12月1日	西牟田公民館
8	新町会食会	13	9	平成4年4月1日	新町公民館
9	横田会食会	22	9 (4重複)	平成4年2月16日	横田区公民館
10	若殿分会食会	22	15	平成18年2月15日	若殿分公民館
11	納富分会食会	22	14	平成9年4月1日	納富分公民館
12	行成会食会	19	12	平成3年7月1日	行成ふれあいセンター
13	執行分会食会	46	23 (1重複)	平成9年4月1日	執行分公民館
14	井手分会食会	15	22	平成8年5月1日	井手分公民館
15	末光会食会	20	11 (7重複)	平成2年7月1日	末光公民館
16	小舟津会食会	20	7	平成3年10月1日	佐賀県内
17	犬王袋会食会	18	6 (2重複)	平成13年8月31日	犬王袋公民館
18	重ノ木会食会	20	2 (1重複)	平成24年3月6日	重ノ木公民館
19	広平会食会	14	9 (5重複)	平成15年2月1日	広平公民館
20	大村方会食会	19	5	平成1年4月1日	大村方公民館
21	下古枝会食会	9	7 (1重複)	平成2年7月1日	下古枝公民館
22	湯ノ峰会食会	50	3	平成22年4月1日	湯ノ峰公民館
23	庄金会食会	20	6 (4重複)	平成22年4月1日	浄立寺
24	南舟津会食会	15	5 (1重複)	平成5年11月1日	南舟津公民館
25	野島会食会	25	10	平成14年1月31日	野島公民館
26	浜中町会食会	10	6	平成5年6月14日	中町公民館
27	浜八宿会食会	12	9 (2重複)	平成6年3月1日	八宿公民館
28	浜新町会食会	14	5	平成11年6月1日	浜新町公民館
29	中村会食会	10	8	平成23年3月31日	中村公民館
30	母ヶ浦会食会	46	17	平成11年5月1日	母ヶ浦公民館
31	大木庭会食会	12	20	平成23年5月1日	大木庭公民館
32	常広会食会	14	1 (1重複)	平成23年12月1日	常広公民館

(注) 会食会の活動内容は、「地域独居高齢者等との会食交流」である。

資料：鹿島市社会福祉協議会(平成24年4月現在)

本市のコミュニティの基本となる部落数は84であり、このうち、部落公民館をもつ部落は82となっており、自治会への世帯加入率は、ほぼ100%となっています。

また、子ども会は、子どもが居ないなどの理由で平成22年度現在、84部落中77部落となっています。

■ 公民館（公立・部落）加入世帯数等 ■

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
部落数	84	84	84	84	84
公立公民館数(館)	7	7	7	7	7
部落公民館数(館)	82	82	82	82	82
市内世帯数(世帯)	10,488	10,512	10,536	10,558	10,615
部落公民館加入世帯数	10,483	10,507	10,531	10,553	10,609
部落公民館加入率(%)	99.95	99.95	99.95	99.95	99.94
子ども会設置部落数	78	78	77	77	77

資料：鹿島市教育委員会

今後の人口減少や少子高齢化に伴って大きくコミュニティが変容する可能性もあります。

本市の総合計画における「目指す都市像」は「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」となっており、その実現のためには、住民一人一人をはじめ、地域、企業、行政が情報を共有し、連携し合うことで、地域の課題に柔軟に対応することが求められています。

そのためには、自助・共助・公助各々の立場において地域に向き合い、共感のもとにコミュニティの形成を図る必要があります。

## 第2章 地域福祉に関わる住民意識とニーズ

### (1) 市民アンケート調査

計画の策定にあたり、地域福祉に関わる住民の意識とニーズを把握するため、市民アンケートを以下のとおり実施しましたが、その主要な調査結果を整理します。

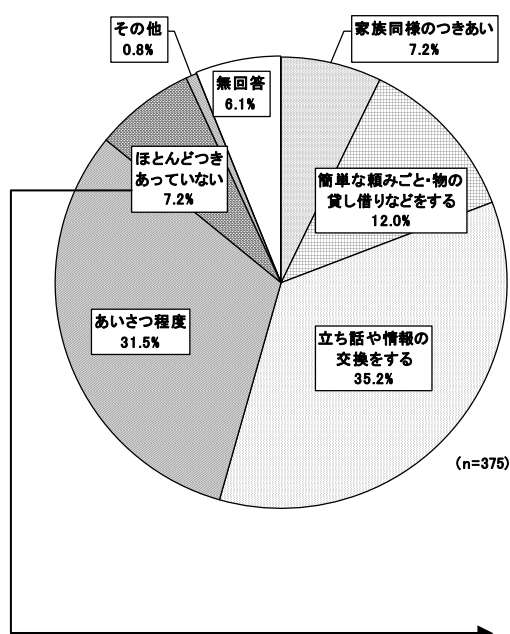
#### ■調査の実施方法と結果■

調査対象	鹿島市に居住する18歳以上の住民1,060人
調査の時期と方法	平成24年8月 郵送による配布・回収
回収数と回収率	回答数:375人 回収率:35.4%

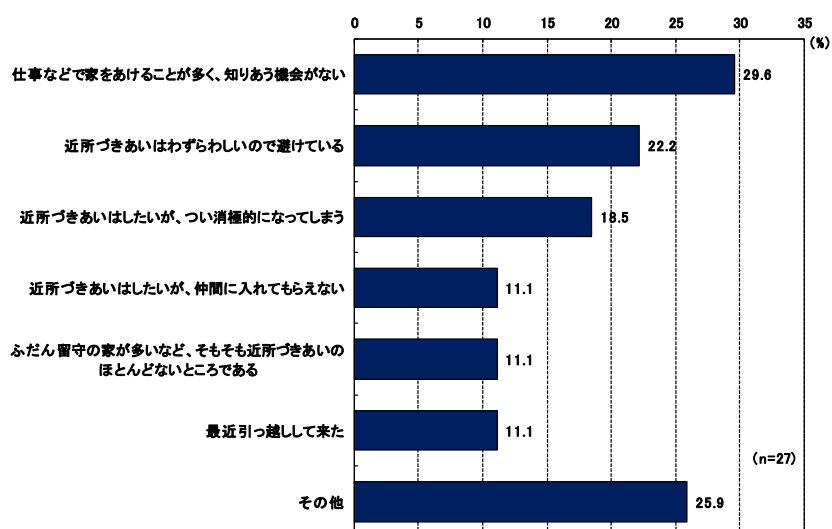
#### ①「顔のみえる」住民相互の関係づくりの必要性

対象者の考える[地域]や地域福祉活動の担い手の第一は、「部落」と認識しているものの、近所とのつきあいでは、「あいさつ程度」「ほとんどつきあっていない」が対象者の4割近くを占めており、近所つきあいを契機とした今後の地域内での関係づくりの必要性を示しています。

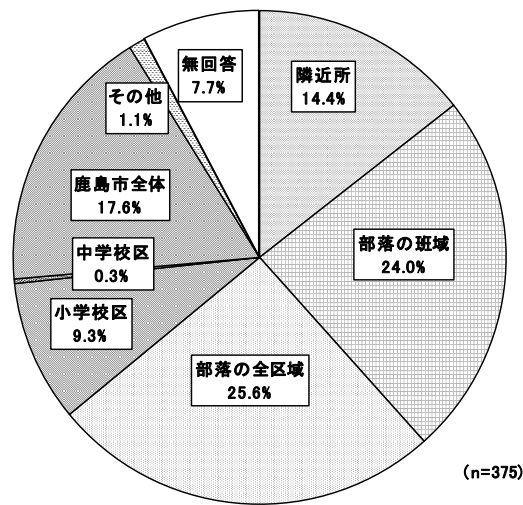
#### ■近所の人とのつきあいの程度■



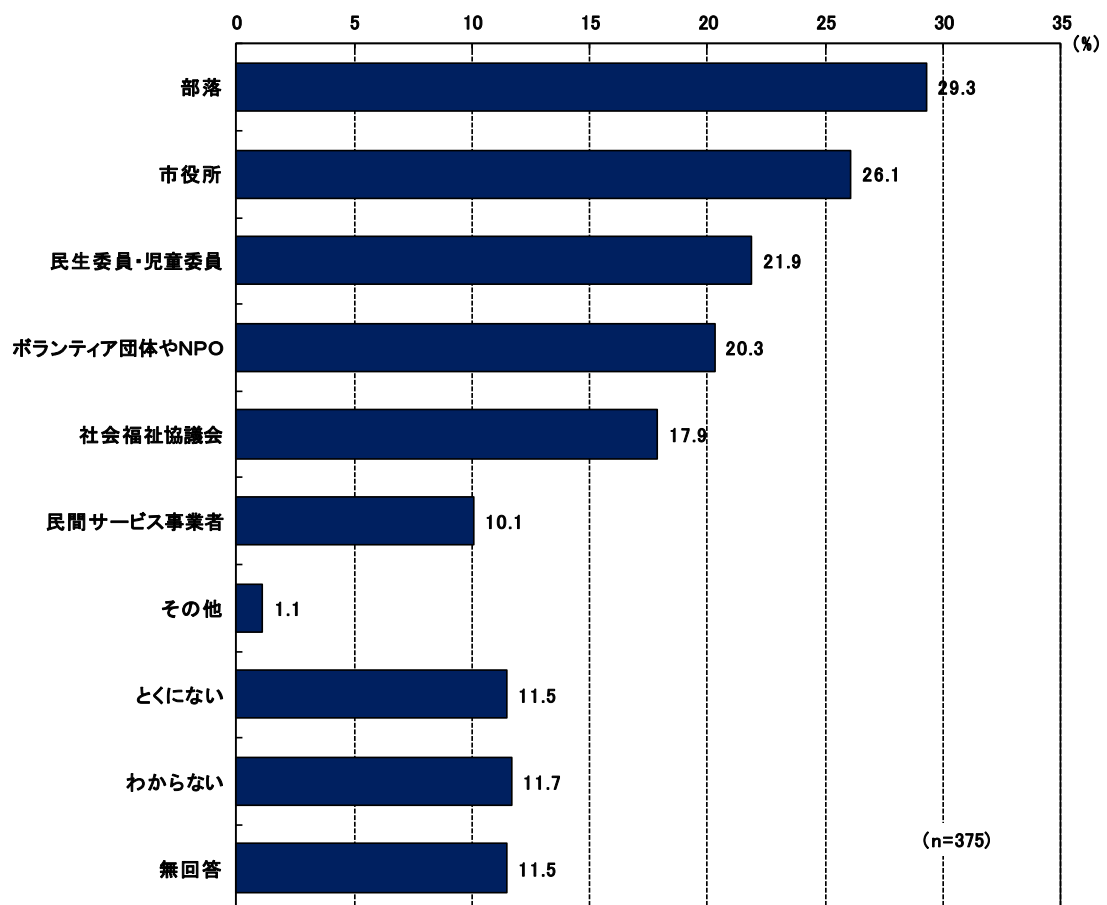
#### ■近所つきあいをしていない理由■



■住民が考える地域の範囲■



■地域福祉活動の担い手・支え手になってほしい団体等■

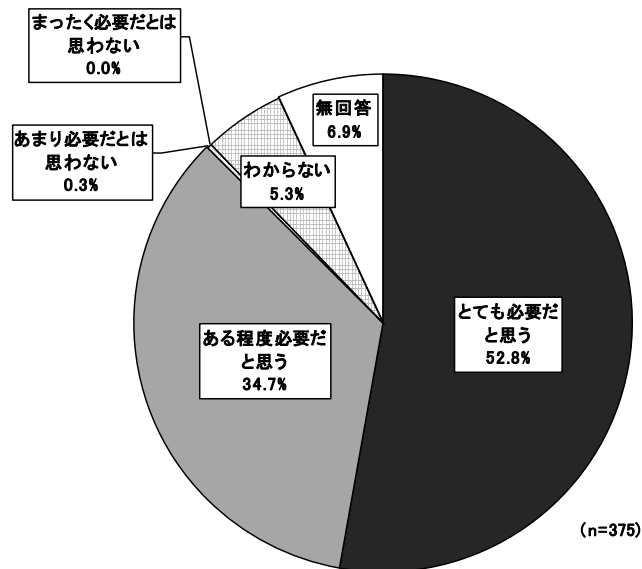


## ②「共助」の必要性

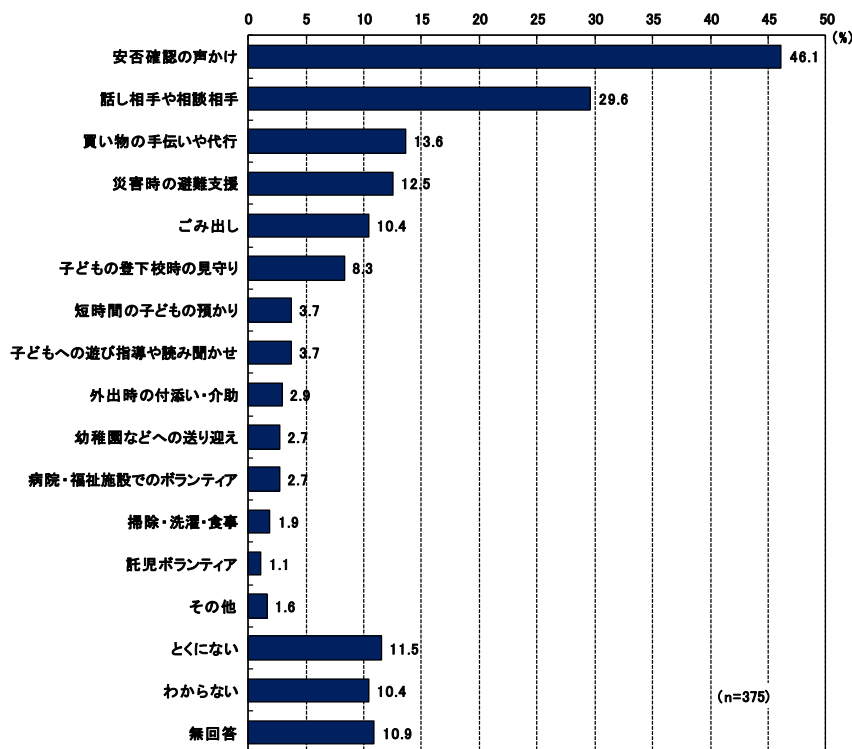
近所づきあいの希薄化の中、地域課題に対する住民相互の自主的な支え合いや助け合いに対しては、9割近くとほとんどの対象者が必要だと考えています。

その中で福祉関連での協力としては、「安否確認の声かけ」「話し相手や相談相手」が特に重要なものとして位置づけられており、地域福祉における「気づき」「見守り」の重要性が示されています。

■住民相互の自主的な支え合いや助け合いの必要性■



■高齢者や障がい者、子どもなどがある世帯への協力■



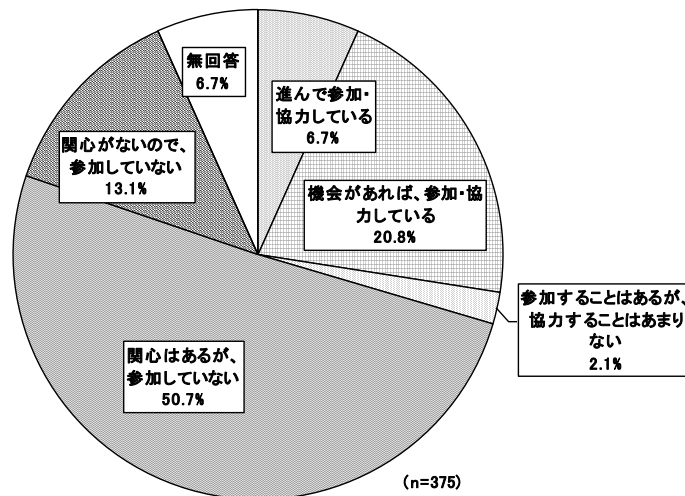
### ③ ボランティア活動や地域福祉活動への参加促進

現在、ボランティア活動や地域福祉活動に参加していない対象者は 6 割強を占めています。

一方、参加している対象者の現在の活動内容としては、「話し相手や相談相手」「安否確認の声かけ」など「共助」の基本である身近な活動が上位を占めています。

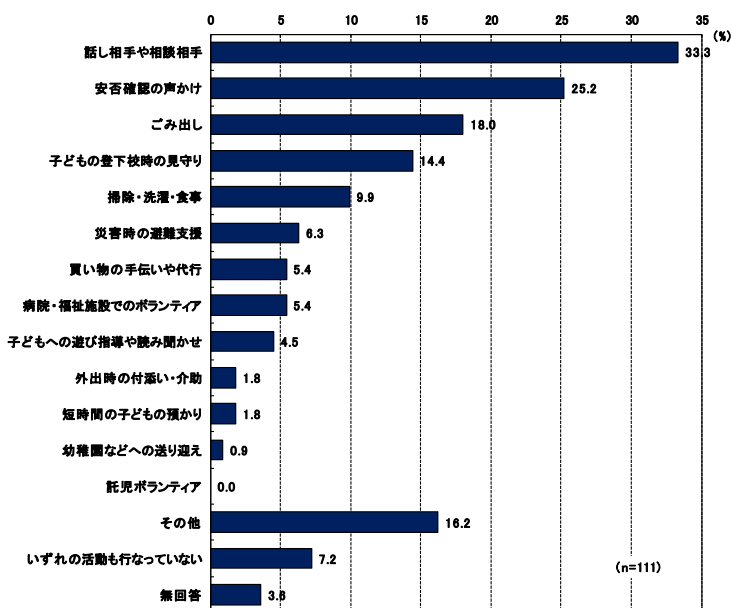
今後、参加したい活動でも「安否確認の声かけ」「話し相手や相談相手」が目立って高く、今後も参加したくない対象者が 1 割にも満たないことを考えると、このような身近な「共助」の必要性を、地域を通して住民に訴えることが必要であることを示しています。

■ ボランティア活動や地域福祉活動等への参加状況 ■

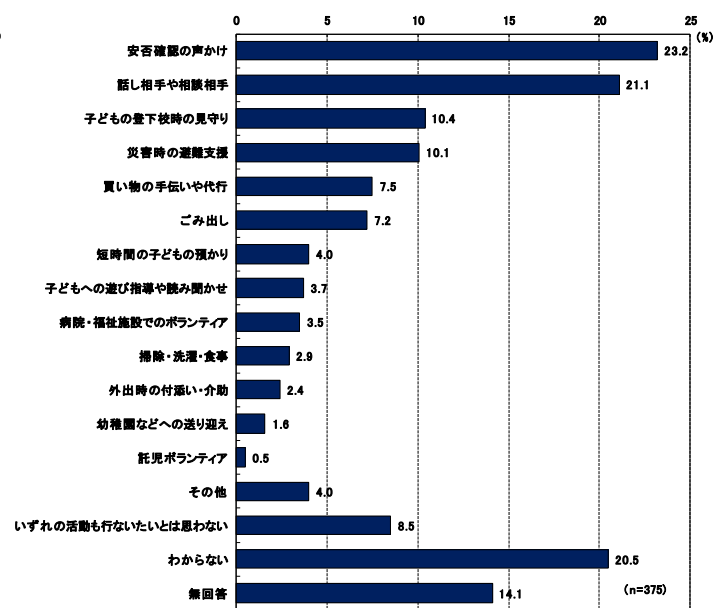


■ 参加・協力している活動 ■

【現在】



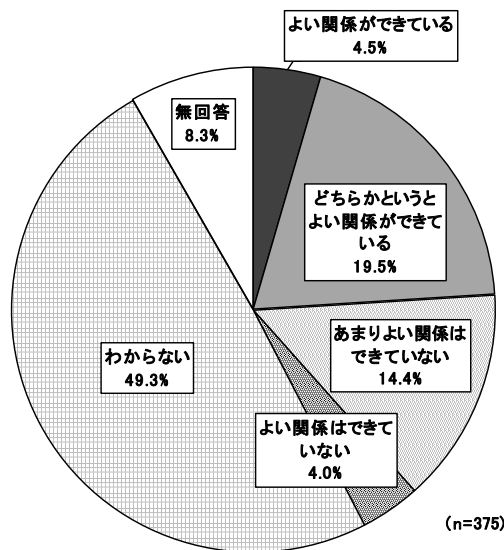
【今後】



#### ④行政と住民のパートナーシップと情報交換の必要性

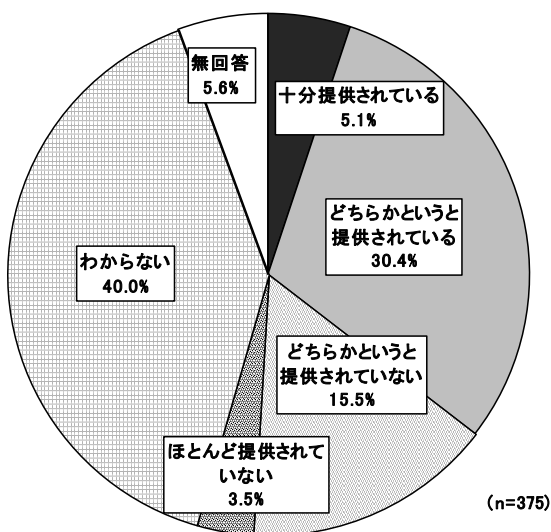
近所づきあいや住民相互の自主的な支えあい、助けあいなど「自助」「共助」を踏まえたうえで、行政が分担する「公助」の部分と協力しあいながら地域課題に対応していく「協働」いわゆる「パートナーシップ」については、「わからない」と回答した対象者が約半数を占めています。情報の提供や入手で、「わからない」も含め6割前後の対象者が「提供されていない」あるいは「入手できていない」と回答していることから、協働の重要性を知ってもらうための情報交換が十分ではないことを示しています。

■行政と住民との協働（パートナーシップ）■

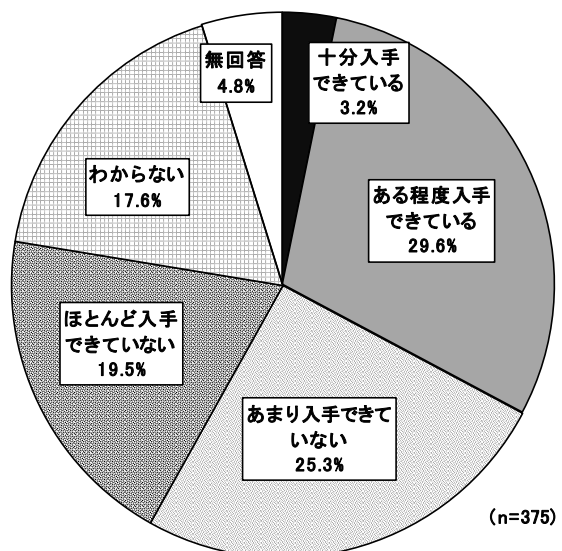


■福祉サービスや福祉活動の情報交換の実態■

【情報提供】



【情報入手】



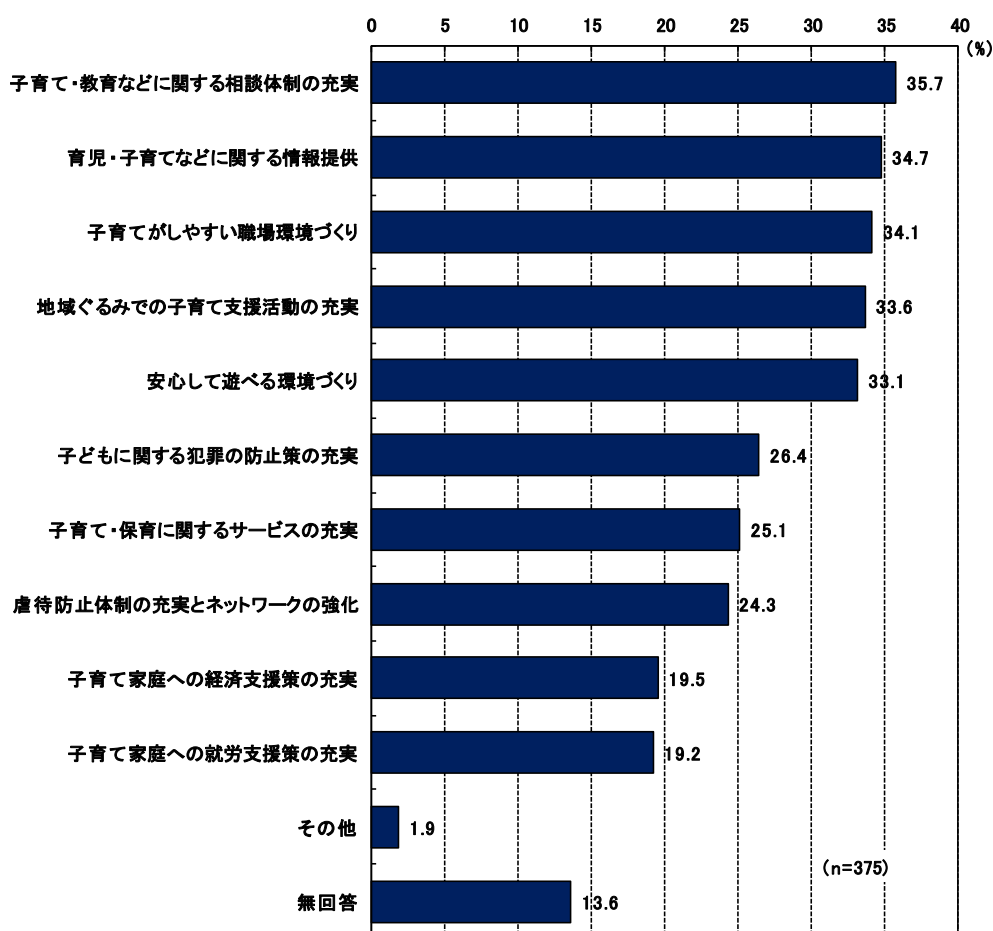
### ⑤主要福祉分野が抱える課題への認識

「協働」のまちづくりを進めていくための主要福祉分野別の課題をみると、子育てにおいては、「相談体制」「情報提供」「子育てがしやすい職場環境づくり」「地域ぐるみでの子育て支援活動」「安心して遊べる環境づくり」がほぼ同じ割合で上位に上げられています。

高齢者では、「地域での見守り活動」「交流の場や機会」が目立って高いほか、障がいのある人では「施設のバリアフリー化」「福祉サービスの充実」「障がいに対する理解」が上位を占めています。

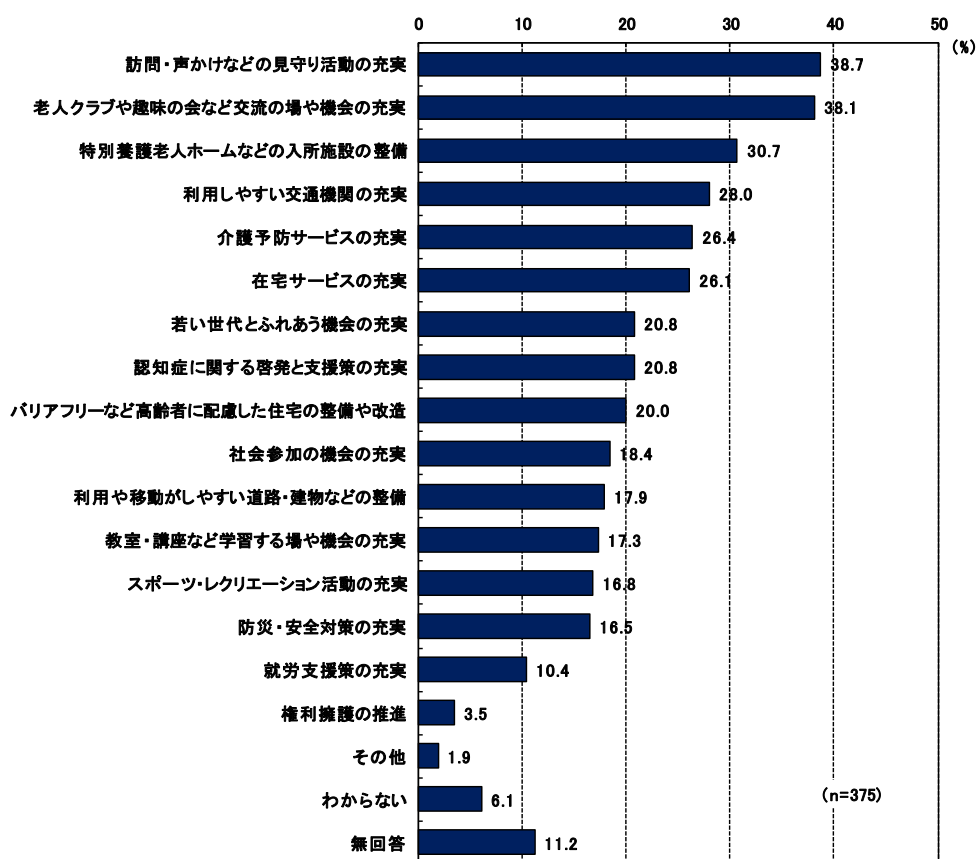
また、地域福祉については「相談・指導を行う専門職員」「リーダーや活動に携わる人の養成」など「人材」がキーポイントになっています。

■子どもを健やかに育てるための取り組み■

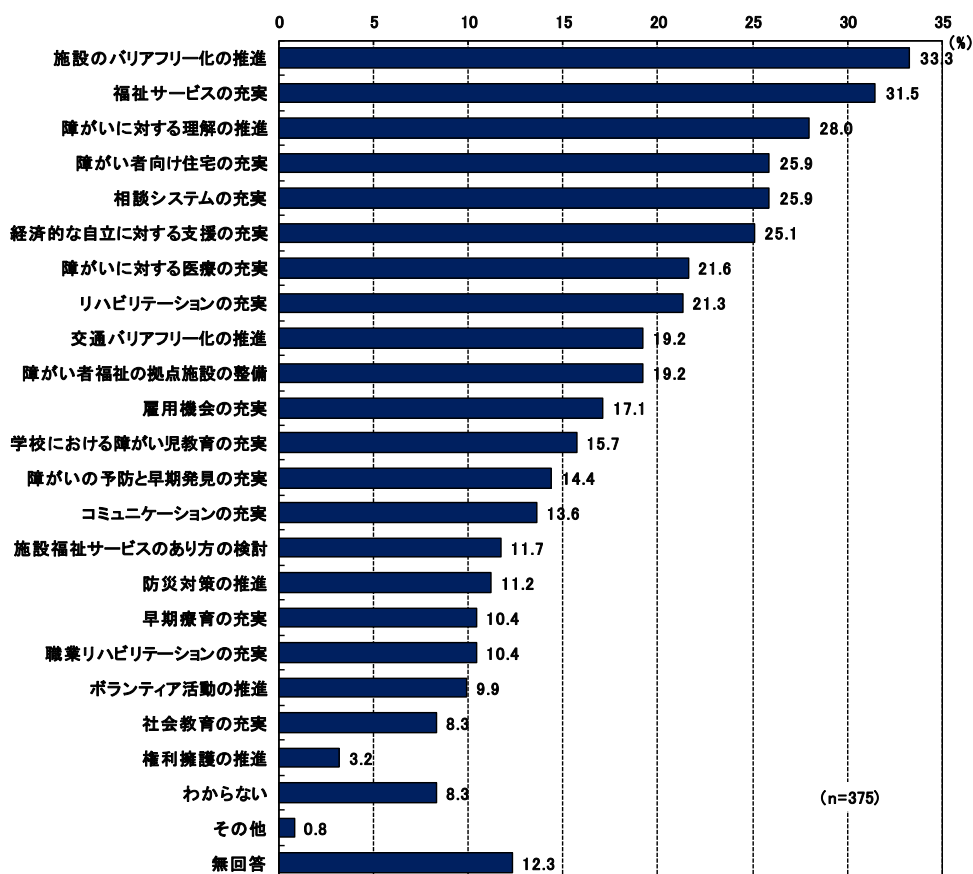




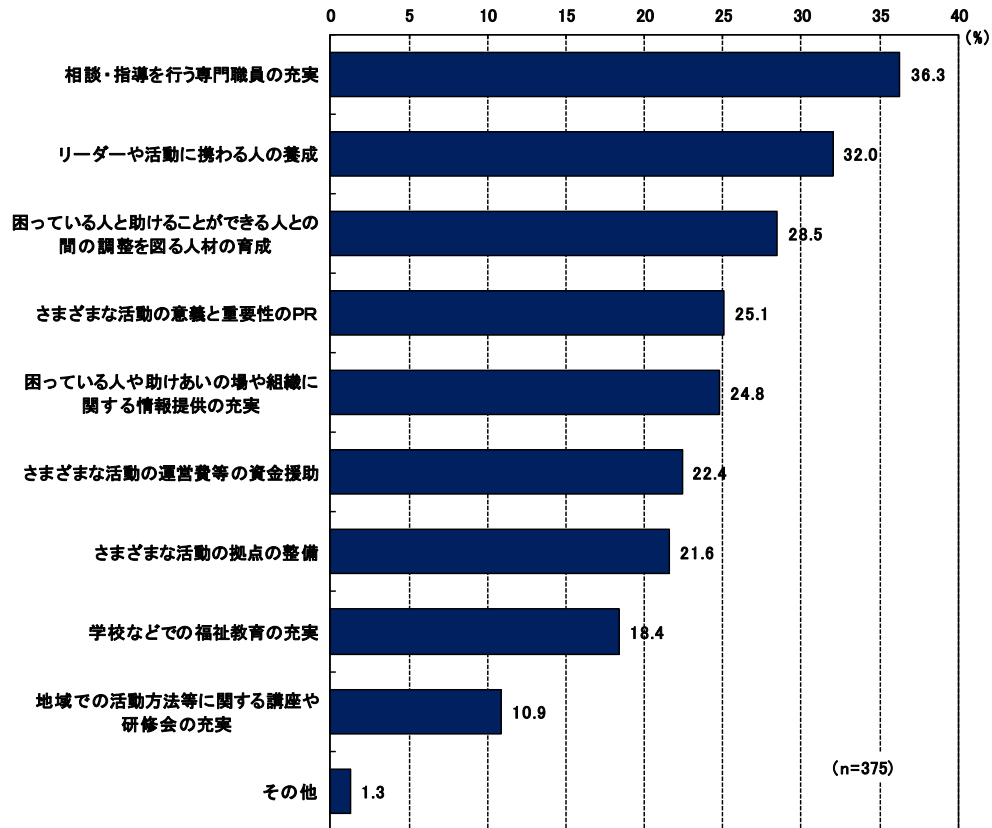
### ■高齢者が安心して暮らしていくための取り組み■



### ■障がいのある人が安心して暮らしていくための取り組み■



■地域福祉を推進するための取り組み■



## (2) 区長及び民生委員・児童委員に対するアンケート調査

区長及び民生委員・児童委員に対するアンケート調査の結果を整理します。

### ①介護や支援を必要とする住民と地域の交流の場づくり

「介護」「育児や子どもの健全育成」「生きがいつくりや社会参加」「健康づくり」が特に大きな地域課題としてあげられています。

この中で高齢者については、在宅医療や介護のサービスを求める一方、気軽な相談場所や地域住民とのふれあいの場など、地域社会と接する場づくりがあげられています。

障がい者については、障がいに対する正しい理解を踏まえたうえで、医療や生活への支援が、また、子育てについては、子育て支援には欠かせない多様な保育サービスのほか、地域等による助け合いや気軽な相談場所など、高齢者と同様に、地域社会と接する場づくりがあげられています。

### ②地域社会のつながりの必要性

近所づきあいのわずらわしさ、日常の生活における友人・知人とのつながりが地域社会とのつながりの必要性を上回るなど、地域社会のつながりの希薄化が進んでいます。

### ③地域での助け合いやボランティア活動に対するイメージと現実

地域での助け合いやボランティア活動については、時間と心の余裕が必要ということ踏まえたうえで、他人や社会に対して有意義な活動であり、自分自身を成長させる活動であるとイメージしているものの、一方で、地域社会のつながりや関わりには、一定の距離を置いているところに問題を含んでいます。

### ④地域福祉の生活圏と担い手

地域福祉で考えられる生活圏は「小学校区」が最も多く、推進母体としては、行政はもちろん、地域住民や民生委員・児童委員による組織がイメージされています。

## 第3章 福祉関連分野との関係

---

高齢者福祉、障がい者福祉、次世代育成等個別計画との関係からみた、地域福祉で取り組むべき主要項目は以下の通りです。

### (1) 高齢者保健福祉分野

- 「地域での在宅生活を支える」視点を踏まえた住民と一体となった地域密着型サービスや地域支援事業など地域ケア体制の構築
- 高齢者がいつまでも元気で、その経験や能力を地域活動に生かすことができる社会参加、地域貢献の機会づくり

### (2) 障がい福祉分野

- 障がい者が身近に必要なサービスを受けながら自立した在宅生活や多様な住まいの確保ができるよう、地域での受け皿づくりの向上
- 障がい者の就労機会の拡充のため、事業者を含めた福祉力及び地域力の向上
- 障がいや障がいのある人への地域住民の正しい理解の普及・啓発の推進

### (3) 次世代育成分野

- 保護者や地域の実情に応じた子育て支援の推進
- 働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、男性の子育て力のアップを含む家庭教育プログラムの検討、食育など基礎的な生活習慣の推進、さらには性別役割分担意識の解消等事業者、地域一体となった支援体制づくり

### (4) 災害時要援護者の支援

- 平常時から要援護者の状況把握、地域住民が相互に協力し合える体制づくりや要援護者の近隣住民等による支援体制の構築
- 厚生労働省の「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項（要援護者支援方策）」に従った支援体制の具体化
- 災害時要援護者の情報収集のあり方や行政と地域との役割分担などを明確化及び日常的な見守り活動等の推進

## 第4章 地域福祉を推進する上での基本課題

市民アンケートの結果に示されるように、多くの住民が地域での支え合いの必要性を感じているとともに、福祉ボランティア活動など地域の活動に参加したいという意向を持っています。

しかし、実際に活動を実践しているのは、高年齢層を中心とした限られた人たちにとどまっているのも実情です。

このため、多くの住民が感じ取っている地域への関わりやまちづくりの必要性を具体的な地域活動につなげていく仕組みを築いていく必要があります。

そして、何よりも、日々の生活の中では忘れられがちとなってしまう、何らかの支援を求めている人が存在することや、その支援のために広く住民の主体的な活動が不可欠となっている現状を、私たち住民一人一人が改めて“気づき”、地域や本市の実情を再認識する機会を持つことです。

この計画の策定にあたって実施してきた市民アンケートの結果などから、これから地域福祉を推進していく上での共通する課題は、次のとおり整理されます。

### ■小さな支援を求める声に気づき、適切なサービスにつなぐ仕組みづくり

- 福祉サービスや相談機関に関する情報提供の充実
- 困り事を身近で気軽に相談できる相談体制の充実
- 関係者・関係団体間の情報の共有化
- 公的部門における健康・福祉サービスの質的向上や、関係機関との連携による利用ニーズの的確な把握と適切なサービスの総合調整

### ■住民の地域福祉活動への主体的な参画の促進

- 地域福祉に関する活動の情報を広く住民に周知し、また、必要な情報を必要な人が必要なときに得られる仕組みづくり
- 住民相互のつながりを深め、地域での自治活動を活性化する地域力の押し上げ
- 住民の主体的な活動を先導する地域の人材の発掘と養成
- 世代間の交流機会の創出と地域での活動拠点の確保

### ■ユニバーサルデザインと安全安心なまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインのまちづくりに対する取り組みの強化
- 高齢者や障がい者等、何らかの支援が必要な人を含め、誰もが安心して生活できる防災・防犯体制づくり
- 高齢者や障がい者等に配慮した交通環境の充実

上記を踏まえ、本市では、地域における自治活動を推進し、さらに、住民と市（行政）の、また住民相互の連携・協力の関係を構築するために地域福祉を幅広く推進します。

### **Ⅲ 計画の基本的な考え方**

# 第1章 計画の将来像と基本目標

## (1) 将来像

鹿島市に住むだれもが健康で快適に暮らせる地域社会を確立するためには、福祉サービスの質・量の両面にわたる充実を図る必要があります。加えて、隣近所の助け合い、支え合いなどの地域における住民活動が大切です。

今日の福祉のあり方は、住民自らが自分らしく生きる努力を行うこと（自助）を前提に、支援が必要となったときには、適切なサービスを選択でき、安心して暮らせる環境を住民みんなの力で築き上げていくことが求められています。

こうした考え方に立ち、住民一人一人が地域の福祉課題を自分のこととして考え、地域のみんなで解決策を話し合い、行政等が提供するサービスと協力・連携することができる仕組みをつくり、「地域での支えや見守りがつくる安心して暮らせる 福祉のまち 鹿島」の実現を図ります。

**計画が目指す市の将来像**

**地域での支えや見守りがつくる  
安心して暮らせる 福祉のまち 鹿島**

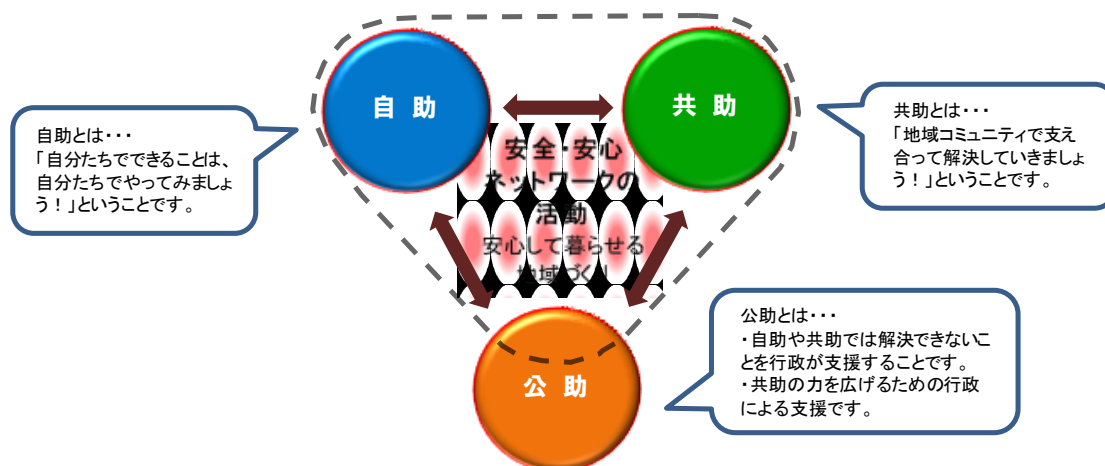
## (2) 基本的な視点

地域には、現在の仕組みだけでは対応しきれない多様な生活課題があります。

本計画を策定するにあたっては、課題解決の方策として「自助、共助、公助」という視点を取りあげました。

### 視点 「自助、共助、公助」

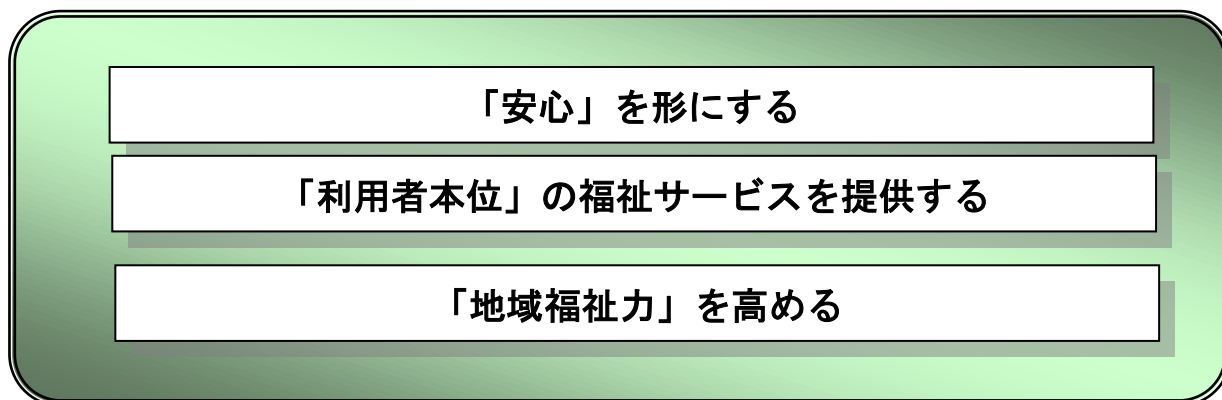
生活課題を抱えた場合、まず、自分や家族で解決することを検討して、解決が難しければ、知人・友人や近所の人に相談し、さらに難しい状況がある場合は、行政の支援が必要になります。





### (3) 計画の基本目標

「将来像」を実現するための施策推進の目標を以下のように設定します。



#### ① 「安心」を形にする

住民の生活の課題は多様であり、あらゆる“SOS”も見逃すことがないよう、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる環境づくり、必要な支援を受けられる相談支援体制等が充実したまちづくりを目指します。

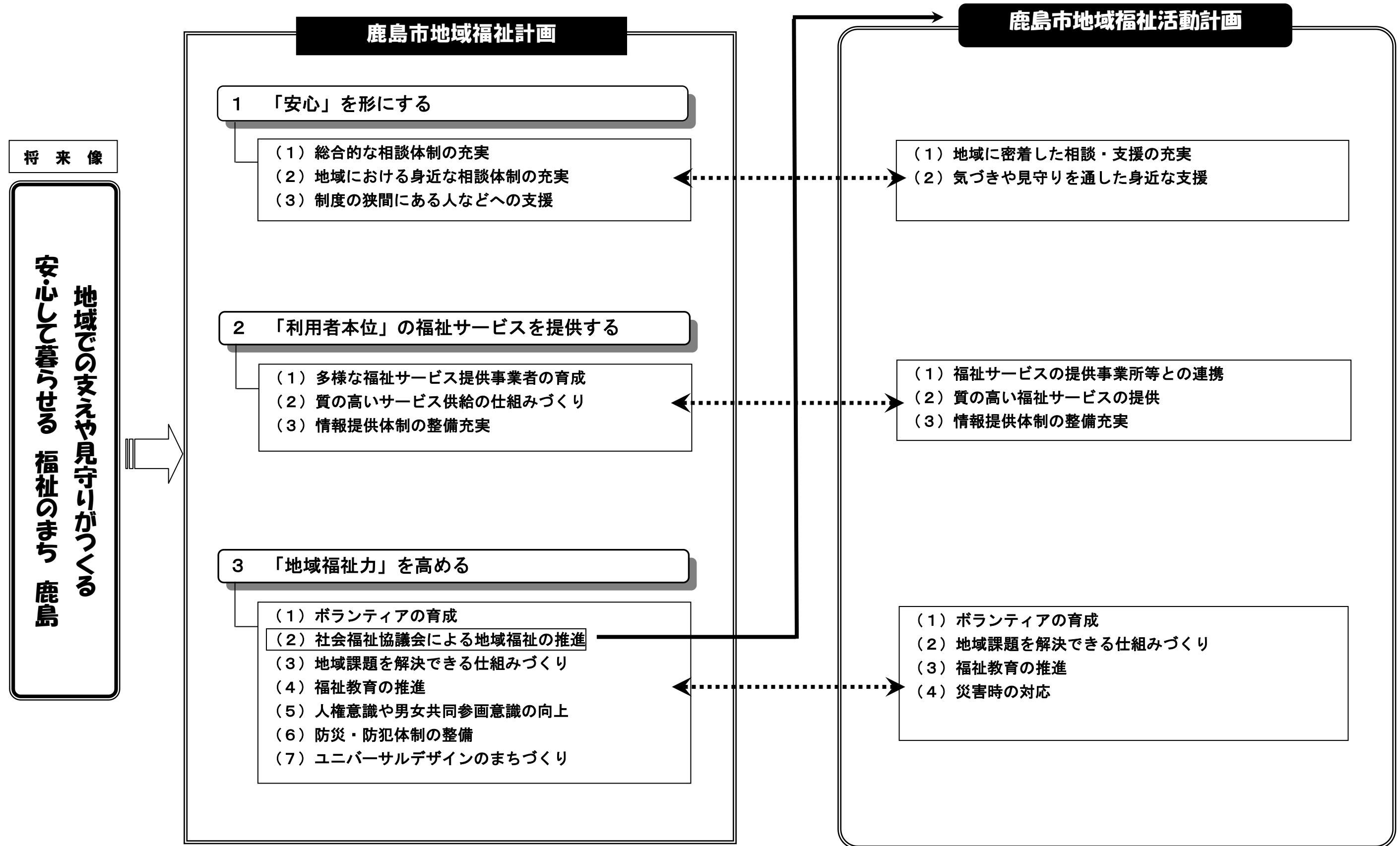
#### ② 「利用者本位」の福祉サービスを提供する

住民だれもが、生涯にわたり住み慣れた地で、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自己実現を果たし、自立した暮らしを実現できるまちづくりを目指します。

#### ③ 「地域福祉力」を高める

ノーマライゼーションの理念に基づき、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず人権が尊重され、住民のだれもが主体的に社会参加し、支え合い、協働しながら地域福祉の推進に取り組めるまちづくりを目指します。

## 第2章 施策の体系



## **IV 鹿島市地域福祉計画**

# 第1章 「安心」を形にする

## (1) 総合的な相談体制の充実

### 現状と課題

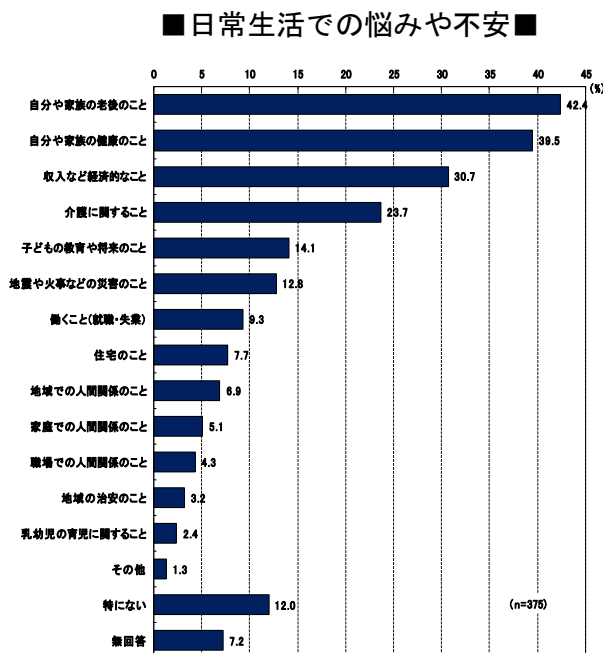
本市の相談体制は、保健福祉分野では、担当の福祉事務所や社会福祉協議会の窓口をはじめ、地域包括支援センター、保健センター、子育て支援センター等の機関で相談を行っているほか、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として、相談支援事業も平成18年度より実施しています。

また、地域においては、民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、母子保健推進員などが活動しており、福祉制度や日常生活に関わる相談を受けるとともに、必要な援助や指導を行っています。

このような中、本計画の策定に先立って実施した市民アンケートをみると、「老後のこと」や「健康のこと」を生活上の不安として抱える人がそれぞれ4割前後に上るほか、「経済的なこと」や「介護のこと」についてもそれぞれ3割前後の人が不安や悩みを感じています。中でも、30歳代では「子どもの教育や将来のこと」「経済的なこと」を不安要因とする人がそれぞれ5割を超えています。

このように、住民の生活上の課題は多様です。増加傾向にあるひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、また、寝たきり高齢者、認知症高齢者、障がい者等を抱える家族、あるいは子育て中の世帯等においても、さまざまな不安や不自由を感じながら生活している人も少なくないものと考えられます。

地域福祉をめぐる課題やニーズの多様化、複雑化の傾向が強まっていることに対応し、適切な相談支援を図っていくためには、より専門的な知識や技能を有する人材を配した相談機能の充実や関係部署・機関・団体間において有機的なネットワーク化のための仕組みを確立する必要があります。



## 具体的な取り組みと役割分担

### ① 庁内相談窓口の充実と関係部署の連携強化

- ◆高齢者や障がい者等、住民の誰もが気軽に相談を受けられるとともに、「ワンストップ相談体制<sup>※</sup>」の整備など、庁内部署や関係機関との連携強化を図り、できる限り一つの窓口でさまざまな相談が受けられる総合相談体制のあり方について検討します。

### ② 専門機関における相談窓口の充実

- ◆高齢者を対象にした地域包括支援センターの相談体制の充実を図るとともに、障がい者に対する相談窓口については、相談支援事業の拡充を図ります。
- ◆子育て支援センターの相談体制を強化するとともに学校、教育委員会等と児童委員、スクールカウンセラー等の連携を強め、学童期、思春期におけるさまざまな問題に対処できるよう相談体制の充実を図ります。

#### ■ 住民・地域・市(行政)のめざすことや役割 ■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	○抱える問題や不安などに対して自らの力では解決できないときは、積極的に市役所の相談窓口や専門的な窓口での相談を進んで受けるようにします。
地域のめざすこと(共助)	○地域の各種相談員や各種ボランティアグループ等の組織力を活かし、問題を抱える人が気軽に相談できる環境づくりに努めます。 ○社会福祉法人・事業者では、職員の資質向上を図って相談体制の充実に努めるとともに、住民への情報提供に努めます。 ○地域として問題を早期に発見し、専門的な相談につなげるネットワークづくりに努めます。
市(行政)の役割(公助)	○職員の資質向上や総合相談体制の整備を進め、住民が気軽に何でも相談できる体制づくりに努めます。 ○社会福祉法人・事業者をはじめ、医療機関、学校、社会福祉協議会等、地域の多様な社会資源を活用したネットワーク体制を充実します。

<sup>※</sup> ワンストップ相談体制

何らかの支援を必要とする人や家族などの多様な相談内容に対して、相談窓口の一本化を図り、幅広く相談に応じ、専門的な内容については専門機関等につなぐ役割を持つ体制をとること。

## (2) 地域における身近な相談体制の充実

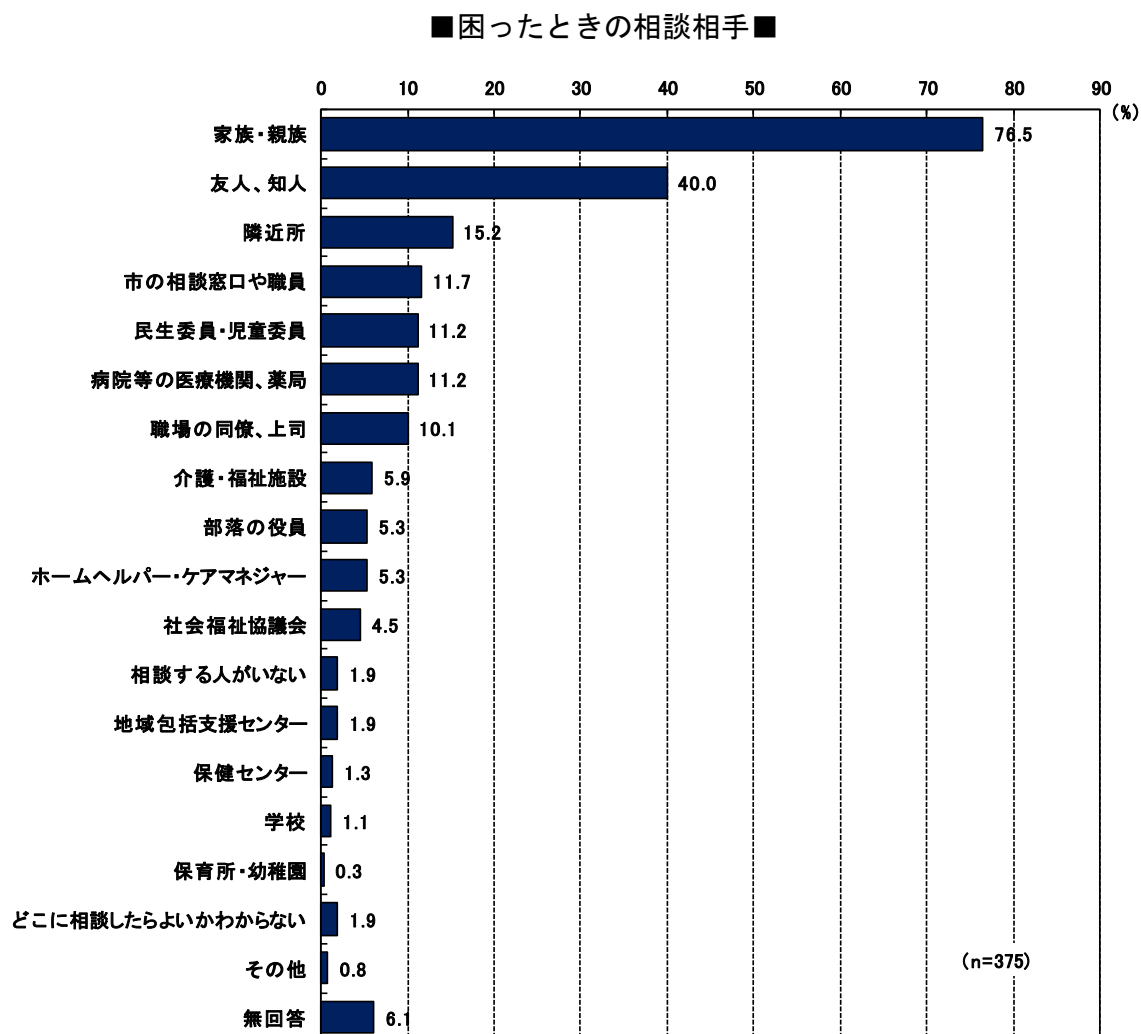
### 現状と課題

市民アンケートにおいて、困ったときの相談相手が「家族・親族」「友人・知人」が大半を占めていることも含め、地域の姿が変化し、地域の中の人と人とのつながりが以前に比べ次第に希薄になってきているといわれています。それだけ、何らかの支援を求める人の声が届きにくくなっているのも現実です。

本市では、認知症については、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成し、認知症の高齢者が地域で安心して暮らせるための支援を行っています。

このような認知症高齢者への対応をはじめ、高齢者や児童の虐待、あるいは権利侵害等の表面化しにくい問題を含め、支援を求めるあらゆる声も見逃すことがないように住民相互の支え合いを活発にしていくことが必要です。

そのためには、民生委員・児童委員をはじめ各種関係団体やボランティア、地域住民が連携し、地域の問題に気づき、必要な支援としてつないでいく身近な相談体制を確立していくことが求められます。



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

- ◆多様化、複雑化する地域課題への対応や、初期の段階での障がい者などの悩みに対応できるなど、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、民生委員・児童委員をはじめ各種相談員の資質向上を図り、相談活動を充実します。
- ◆相互の連携強化を図る仕組みづくりに努めます。

### ②地域での見守り体制づくり

- ◆何らかの支援を必要とする人に対し、最も身近な地域住民による見守り活動や援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動などを通じた身近な相談体制をプライバシーに配慮し、推進します。

#### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○抱える問題や不安などに対して自らの力では解決できないときは、一人で悩まず、身近な人や相談員に相談します。</li> <li>○日頃から周囲の困っている人や家庭へ気配りをするようにします。</li> <li>○地域の一員としてコミュニティ活動に積極的に参加します。</li> <li>○「認知症サポーター」養成講座に参加します。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の住民や各種ボランティア組織等がお互い連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりを目指します。</li> <li>○「認知症サポーター」養成講座に地域として支援します。</li> </ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種相談員への的確な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。</li> <li>○地域での見守り体制づくりを支援します。</li> <li>○住民だけでなく、事業所や学校でも「認知症サポーター」養成講座を開催し、認知症に対する理解と協力を求めます。</li> </ul>

### (3) 制度の狭間にある人などへの支援

#### 現状と課題

今日、高齢者や障がい者、子ども等、各福祉分野の制度改革が目まぐるしく、利用者が自らサービスを選択し利用できる制度へと変化してきている一方で、従来サービスが利用できていた人が、サービス利用のための所得条件変更等で利用できなくなるなど、制度改革の“狭間”にあって支援を必要とする人も増加しています。

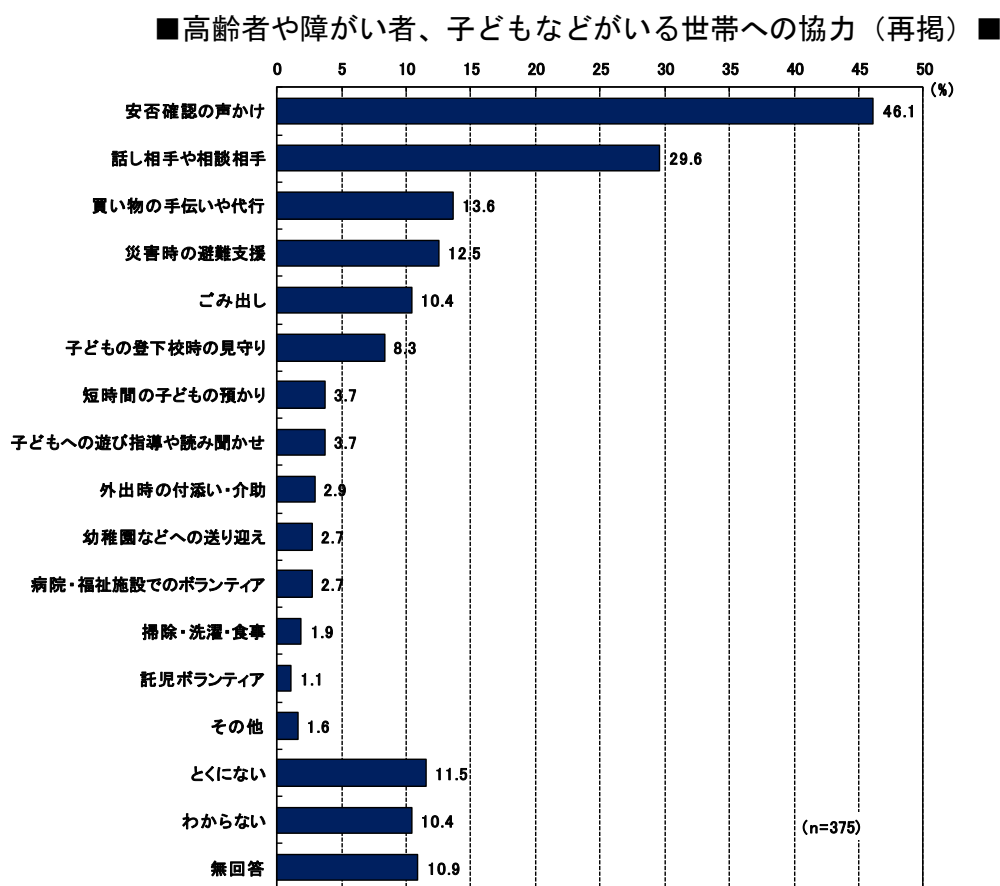
また、全国的に高齢者や児童への虐待が大きな社会問題となっており、こうした虐待を未然に防ぐためには、保護者や介護者の過剰な身体的・精神的負担を軽減していくことも必要となっています。

さらに、不登校、離職・再就職の問題、障がい者にとっての就労の問題など、さまざまなケースに合わせた支援に努めるとともに、これらを単に個々人の問題ではなく、地域社会の課題として一体的にとらえる視点が必要です。

これらの虐待や家庭内暴力など、人の内面に端を発した表面化しにくい問題を早期に発見し、適切に対応することが求められます。

そのためには、地域住民、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等の関係機関などがより一層連携し、“支援の声”を伝えにくい人への支援に取り組むことが必要です。

本市においては、市民アンケートでも示されたように、安否確認や相談相手など、身近で、だれでもできるような支援から取り組むことが重要です。





## 具体的な取り組みと役割分担

### ①高齢者や障がい者等の閉じこもりなど制度の狭間の人に対する横断的な支援

- ◆障がい者の引きこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会を提供します。
- ◆閉じこもりがちの高齢者や育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、児童委員、保健師等と連携し親子の居場所づくりの充実に努めます。

### ②ドメスティック・バイオレンス<sup>\*</sup>などに対する虐待防止ネットワークの確立と人権侵害に関する相談の充実

- ◆高齢者や障がい者や子ども等への虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の問題解決のため、情報の共有や関係機関との緊密な連携体制を整備します。
- ◆保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、相談体制の充実や負担軽減を目的とした事業の充実を進めていきます。
- ◆虐待による人権侵害に関し、関係機関と連携しながら相談体制の充実を図ります。また、虐待被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援等の方策の検討に努めます。

#### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度の狭間に陥ることのないよう、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、常日頃から、“支援の声”を伝えにくい人に対する見守りや気づきに心がけます。</li> <li>○人権に関わる問題を正しく理解し行動できるよう努めます。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度の狭間に陥ることのないよう、日頃から各種制度に関する情報提供を積極的に行い、地域として“支援の声”を伝えにくい人に対する見守りや気づきに心がけます。</li> <li>○人権に関する地域での学習の場の充実や情報の共有化を図ります。</li> </ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度の狭間であって、“支援の声”を伝えにくい人が生じないよう、地域との連携を図り、全市的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めます。</li> <li>○さまざまな媒体や機会を捉えながら、各種福祉制度や人権等に関する周知を図っていきます。</li> </ul>

\* ドメスティック・バイオレンス

配偶者等からの暴力(身体的、性的、心理的暴力など)。

## 第2章 「利用者本位」の福祉サービスを提供する

### (1) 多様な福祉サービス提供事業所の育成

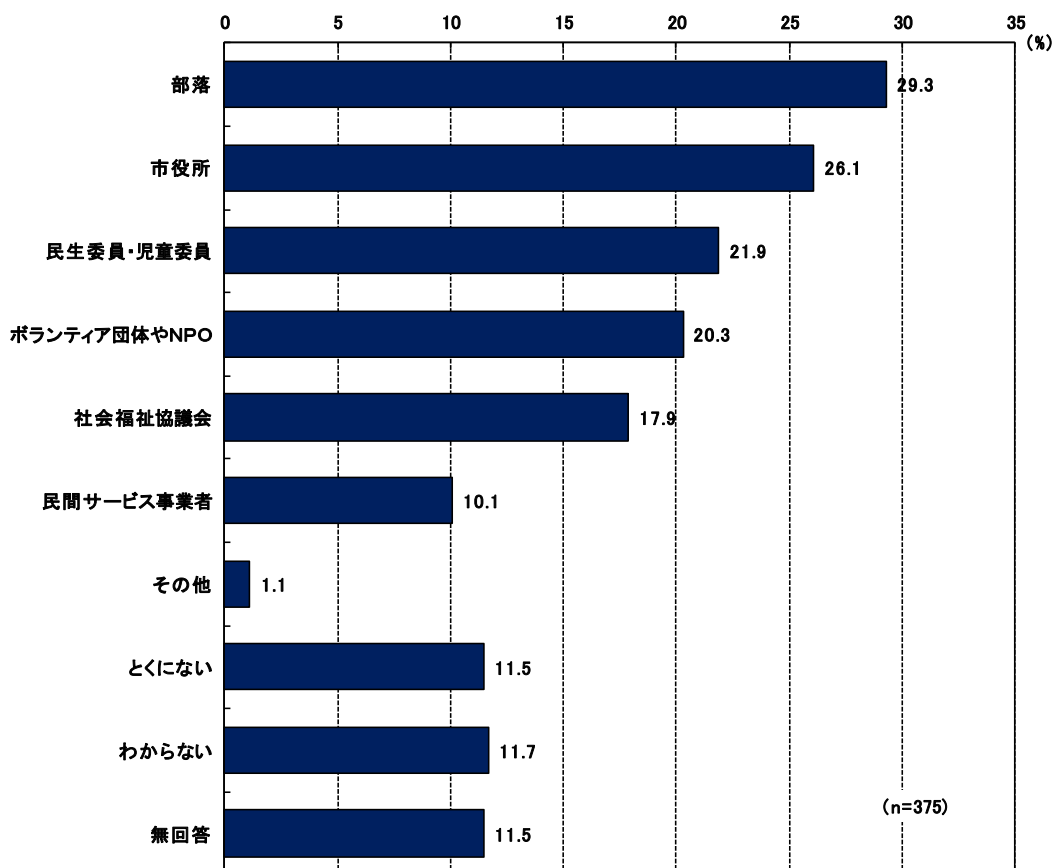
#### 現状と課題

本市では、第5期鹿島市高齢者保健福祉計画(平成24年3月)、鹿島市障害者基本計画(平成21年3月)及び第3期障害福祉計画(平成24年3月)、鹿島市次世代育成支援後期行動計画(平成22年3月)の各個別計画に基づき多様な施策が実施されています。

今後も、引き続き施策・事業による多様な福祉サービスが達成されるよう、庁内や公的な専門機関・相談機関の専門性を高めていくとともに、民間のサービス事業者への情報提供を通してサービス事業者の支援に努める必要があります。

また、多様な福祉ニーズに対応できるよう、公的なサービス(フォーマルサービス)では対応しにくい領域において、部落を中心に、NPO法人などの育成を図り、インフォーマルサービス\*を育成していく必要があります。

■ 地域福祉活動の担い手・支え手になってほしい団体等(再掲) ■



\* インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことであり、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動等を指す。

## 具体的な取り組みと役割分担

### ①社会福祉協議会との連携強化

- ◆社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉を推進する中核的団体として位置づけられていることから、住民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、事業運営などに対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携を図っていきます。

### ②民間サービス事業者の育成

- ◆社会福祉事業を行う民間の事業者に対する市の情報提供を図り、必要なサービスが利用できるよう、事業運営に係る必要な支援に努めます。

### ③福祉関係のNPO法人の育成

- ◆福祉関係のNPO法人の設立に向けた情報提供などの支援を行います。

### ④高齢者などによる地域支援活動の育成

- ◆地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に発揮できる方法を検討します。
- ◆それらの人に対して、地域における支援活動への積極的な参加を促し、地域での支援体制のネットワークづくりを促進します。

### ⑤各種団体の連携強化と専門的人材の育成等

- ◆サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会を提供し、地域の人材との協力体制を充実します。
- ◆関係部署や関係機関における専門性を高めるため、研修機会の充実を図るとともに、必要な専門的人材の確保を図ります。

■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会をはじめ、民間事業者、NPO法人等に関する情報等について、理解を深めます。</li> <li>○高齢者などによる地域活動に積極的に協力します。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスに対する住民ニーズを的確に把握しながら、社会福祉協議会をはじめ、社会福祉法人や事業者に向けられた期待に応えられるよう努めます。</li> <li>○インフォーマルサービスについて、地域ではボランティア活動を行い、さらにはNPO法人として組織化を図り、活動の取り組みを目指します。</li> <li>○高齢者などによる地域活動や高齢者による地域ネットワークの形成を支援します。</li> <li>○事業者や民生委員・児童委員等との連携ができる人材を育てます。</li> </ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉協議会などと連携し、各種ボランティア活動の育成に努めるとともに、分野を超えた定期的な相互交流の機会、意見交換の機会の提供を図ります。</li> <li>○社会福祉法人や民間事業者などへの情報提供を図り、市内でのサービスの多様化を促進します。</li> <li>○分野を超えた定期的な相互交流、意見交換の機会の提供を図ります。</li> <li>○地域活動が可能な高齢者等を抽出するとともに、その活動の場を積極的に紹介します。</li> <li>○研修機会を充実するとともに、必要な専門的人材の計画的な確保を目指します。</li> </ul>

(2) 質の高いサービス供給の仕組みづくり

**現状と課題**

本市の福祉分野における福祉施策については、第5期鹿島市高齢者保健福祉計画、鹿島市障害者基本計画及び第3期障害福祉計画、鹿島市次世代育成支援後期行動計画の各個別計画に沿って進められていますが、今日の制度改革の流れは、施設から在宅生活へと重心が移行しており、生活の場により近い地域密着型サービスを充実し、地域ケア体制を整備していくことが求められています。

そのため、住民ニーズの多様化などに対応したサービス供給体制の整備に取り組むことが必要です。

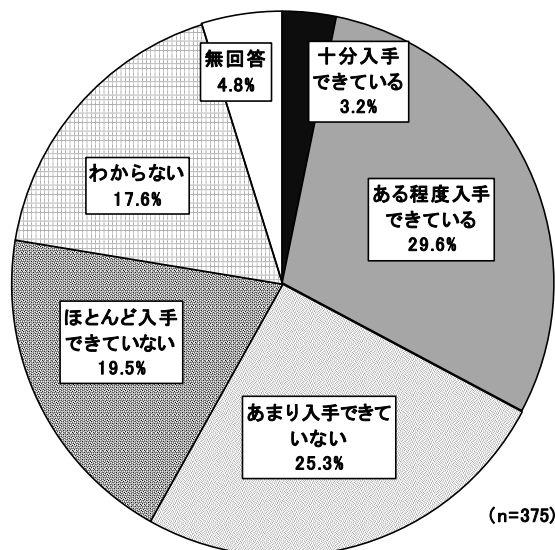
地域において高齢者、障がい者、児童が自然に集い、介護や子育てなどのサービス、生活支援などを行う「地域共生ステーション(ぬくもいホーム、宅老所)」は、通いや宿泊など多様なニーズに対応しており、平成23年度現在12か所設置されています。

今後も、引き続き、整備、充実に努める必要があります、

また、サービス利用が利用者の主体的な選択に基づくものとなってきていることから、

より良質なサービスを受けられるよう、市民アンケートにおける福祉に関するさまざまな相談機関やその場所などの必要な福祉サービス情報が入手できている対象者は、全体の3分の1弱であることも踏まえ、民間事業者の理解を求めながら、社会福祉法人・事業者等における情報公開を進めていくことが必要です。

■福祉サービス情報の入手状況■



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①在宅福祉サービスの充実

- ◆福祉分野の各個別計画により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。

### ②地域に密着したサービスの充実

- ◆身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域密着型サービスの充実を図ります。
- ◆地域共生ステーション（ぬくもいホーム、宅老所）については、県の基準である1校区1施設を目標に整備を図ります。

### ③事業者の情報公開の促進

- ◆福祉サービスの質的な向上には、市はもちろん事業者の透明性の高い経営姿勢が求められており、サービス利用者が自らサービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めます。

### ④成年後見制度の普及

- ◆成年後見制度についての内容を広く周知し、利用を促進します。
- ◆関係機関や関係団体と連携し、制度の利用支援体制を確立します。

■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。</li> <li>○福祉サービスの利用に際して、社会福祉法人・事業者の情報を積極的に活用し、地域に密着したサービスの利用に努めます。</li> <li>○成年後見制度の権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用していきます。</li> <li>○見守り活動などを通して、権利擁護の必要な人を発見し、必要なサービスにつなげられるよう努めます。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の福祉ニーズに的確に対応できるよう社会福祉法人・事業者としての質の高いサービスの提供に努めます。</li> <li>○社会福祉法人・事業者においては、サービス利用者が福祉サービスの正しい情報を把握するための情報公開に努めます。</li> <li>○サービスを提供する職員への権利擁護に関する意識啓発や正しい理解の普及に努めます。</li> <li>○地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、権利侵害などの早期発見に努め、市(行政)や専門機関との連携を図ります。</li> </ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者が質の高い在宅サービスや地域密着型サービスを利用できるよう、社会福祉法人・事業者への情報提供や指導に努めます。</li> <li>○権利擁護に関する制度の周知に努めるとともに、制度利用のための体制を確立します。</li> </ul>

### (3) 情報提供体制の整備充実

#### 現状と課題

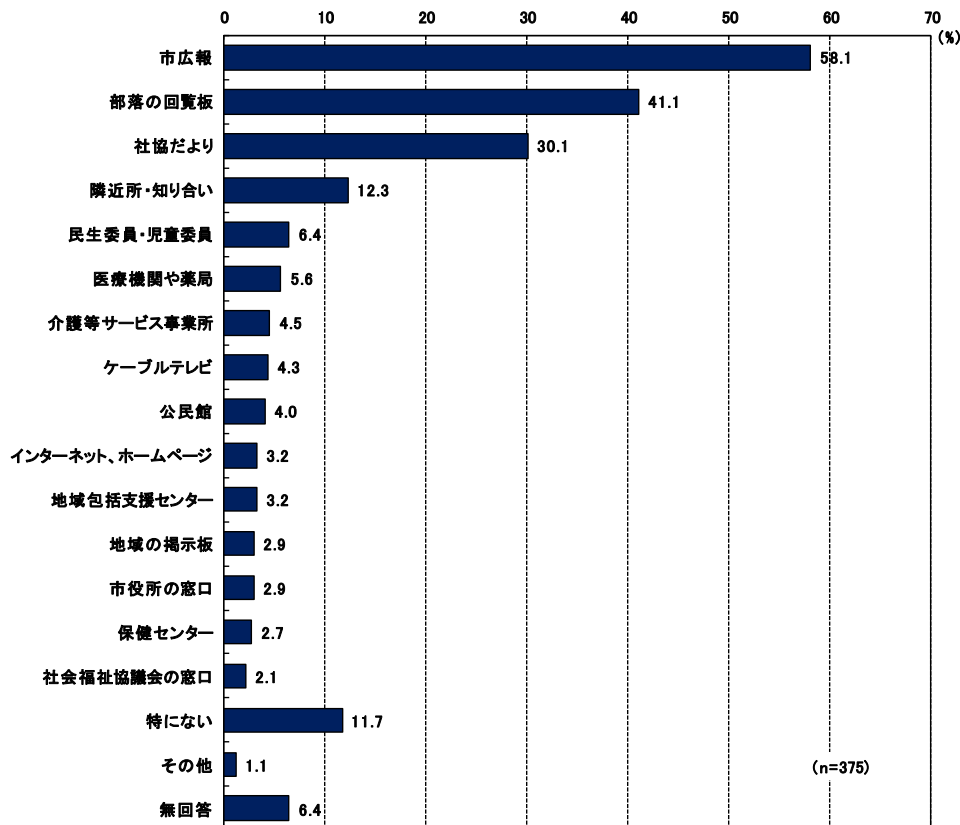
利用者自身が福祉サービスを選択し、決定する時代へと移り変わり、サービスの種類や提供者が多様化する中で、自分に最も適したサービスを選択するためには効果的な情報提供体制の充実が求められています。

市民アンケートによると、福祉サービスに関する情報源としては、市の窓口や部落の回覧板、社会福祉協議会の「社協だより」等が活用されていますが、今後は、公共機関及び公的機関のみならず地域内での福祉情報を充実していくとともに、さまざまな情報がどこでも得られるよう、情報のネットワーク化を図ることが求められます。

真の参画と協働によるまちづくりには、住民、福祉団体、事業者、市(行政)間での情報の共有が必要であり、市で実施している施策や事業の説明と、個人情報に配慮した情報公開を積極的に行うことが必要です。

また、情報を一方的に提供するだけでなく、双方向でのやり取りも重要であり、住民、福祉団体、事業者等からの意見を聞く場や意見交換をする機会を充実させる必要があります。

■福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手先■



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①市の広報やホームページ等利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実

- ◆市の広報やホームページにより情報提供の充実を図ります。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮するとともに、福祉情報などはじめての人でも利用しやすく、かつ必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、情報提供の一層の充実に努めます。
- ◆各関係機関や相談機関における情報提供の充実を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用にも努めます。

### ②市政に関する情報提供と意見交換等の機会の充実

- ◆市政への住民参画を進める視点から、情報公開や市ホームページの内容の充実を図り、市の施策や事業に関する情報提供体制の充実に努めます。

■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<p>○市や社会福祉協議会などから提供される各種の情報について、日頃から関心を持ちます。</p> <p>○自分がほしい情報を積極的に市の担当などに伝えます。</p>
地域のめざすこと(共助)	<p>○高齢者や障がい者等の特性など情報利用者に配慮した情報提供に努めます。</p> <p>○ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭など、情報が入手しづらい人への支援に取り組みます。</p>
市(行政)の役割(公助)	<p>○広報やホームページ等、情報提供の媒体について、高齢者や障がい者等に配慮し、初めて福祉サービス等を利用する人でもわかりやすい表示方法、記載方法、伝達方法などを工夫します。</p> <p>○庁内における情報提供の連携を強化するとともに、相談や問い合わせ内容等を分析し、分かりやすくて確かな情報の提供を実施します。</p>



## 第3章 「地域福祉力」を高める

### (1) ボランティアの育成

#### 現状と課題

地域主権という時代の流れにおいて、福祉分野の活動をはじめ、まちづくりのあらゆる分野で住民の参画は必要不可欠なものとなっています。

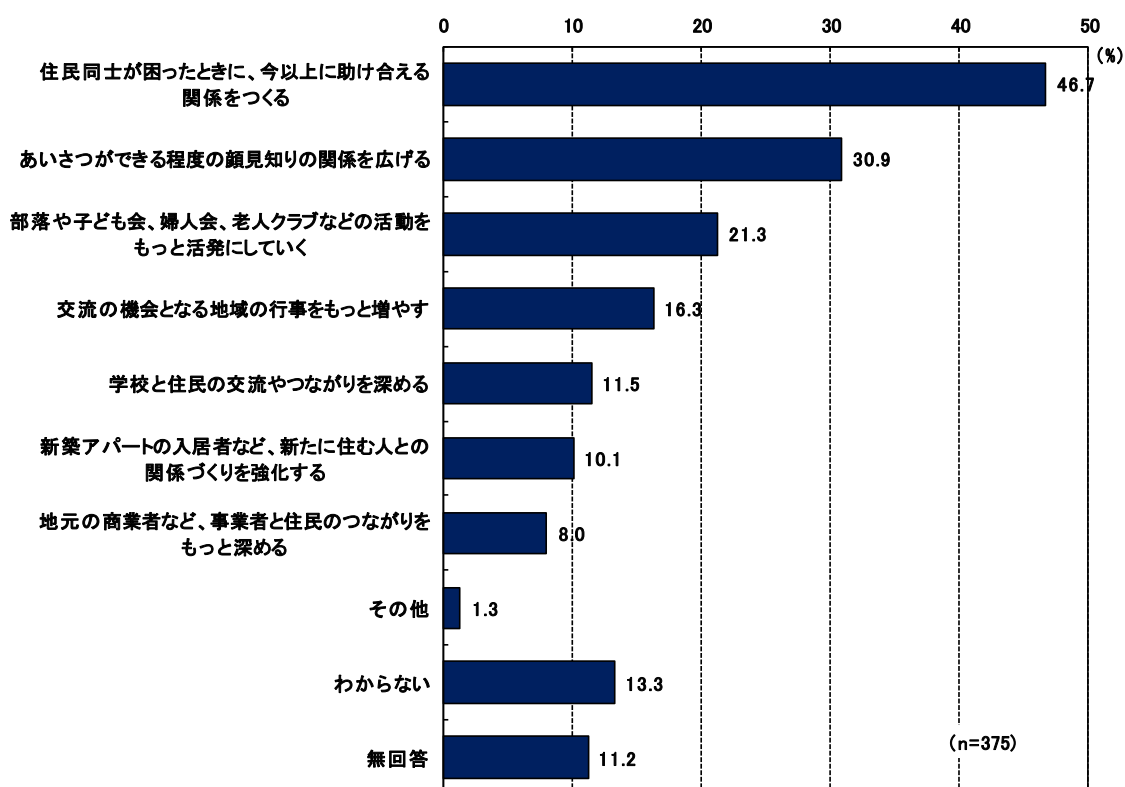
本市におけるボランティアグループは、社会福祉協議会登録分で平成 24 年 5 月現左 19 団体、470 人が登録しています。

そのほか、「いきいきサロン活動グループ」の 14 団体、「会食会グループ」の 32 団体、「地域ネットワーク」の 47 団体を加えると全体で 112 団体が、ボランティア活動を行っています。

このような中、市民アンケートによると、ボランティア活動を行う上での必要条件として、「住民同士が困ったときに、今以上の助け合える関係をつくる」「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」「部落や子ども会、婦人会、老人クラブなどの活動をもっと活発にしていく」等があげられています。

今後、ボランティアに関する情報の発信や講座の開催等、上記の身近なところからの活動へのきっかけづくりや環境整備を行い、ボランティア活動に関心のない人たちにも、自分にできる範囲で協力していく「協働」という考え方を広め、行動につながるような取り組みが必要です。

■ ボランティア活動や地域福祉活動等が活発になるための条件 ■



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①地域福祉を通じた協働意識の醸成

- ◆地域福祉を考える上で基本となる協働の意識について、市広報やパンフレット、ホームページ等による啓発及び情報提供を行うとともに、地域や各世代を対象とした各種講座等の開催により、住民参画の機会を提供し、協働意識の高揚を図ります。
- ◆子どもの頃からまちづくりに参画できる機会を提供し、協働意識の高揚を図っていきます。

### ②ボランティア活動の普及・啓発

- ◆市広報やホームページ等を活用し、住民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、企業などに対し社会貢献の協力を働きかけます。
- ◆地域においても、ボランティア活動への参加を呼びかけます。

### ③ボランティア講座、体験事業の充実による資質向上

- ◆ボランティアの育成やボランティア活動へのきっかけづくりとして、ボランティア講座や体験事業を充実します。

### ④高齢者や障がい者等のボランティア活動の推進

- ◆高齢者や障がい者等が自らの経験や知識を地域の福祉活動に生かしながら、生きがいを持った暮らしができるよう、ボランティア活動への参加を支援します。

### ⑤民生委員・児童委員への研修会や講習会の充実

- ◆民生委員・児童委員の研修会や講習会を充実させ、資質向上を図り、地域への積極的な関わりを推進することで、住民の多様な相談内容に的確なアドバイスが出来るようになります。

#### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身の回りで活動するさまざまな住民参画の活動内容について関心を持つようにするとともに、協働への理解を高めます。</li> <li>○ボランティア活動への理解を深め、ボランティア活動に積極的に参加し、支援を必要とする人に対して相談、助言を行います。</li> <li>○高齢者や障がい者等のさまざまなボランティア活動への理解を高めます。</li> <li>○民生委員・児童委員活動への理解を高めます。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域として住民参画への意識を高め、ボランティア活動等の内容を広く周知する機会づくりに努めます。</li> <li>○地域として養成講座や体験事業等への参加を推進します。</li> <li>○高齢者や障がい者等のさまざまなボランティア活動への支援に努めます。</li> </ul>

	○民生委員・児童委員候補者の推薦や研修会の支援等に努めます。
市（行政）の役割（公助）	○社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会や情報の提供に努め、協働意識の高揚、ボランティアの育成、地域でのボランティア活動への支援に努めます。 ○社会福祉協議会と連携し、養成講座や体験事業等を開催します。 ○高齢者や障がい者等のさまざまなボランティア活動のためのしくみづくりや組織づくりを推進します。 ○民生委員・児童委員への研修会、講習会等全般的な活動の支援を推進します。

## （２）社会福祉協議会による地域福祉の推進

### 現状と課題

地域福祉を推進していくためには、その中心的な役割を担う社会福祉協議会の活動が一層充実されていくことを期待されています。

しかし、社会福祉協議会の存在は周知されているものの、その具体的な事業内容までは十分に理解されていない状況があります。

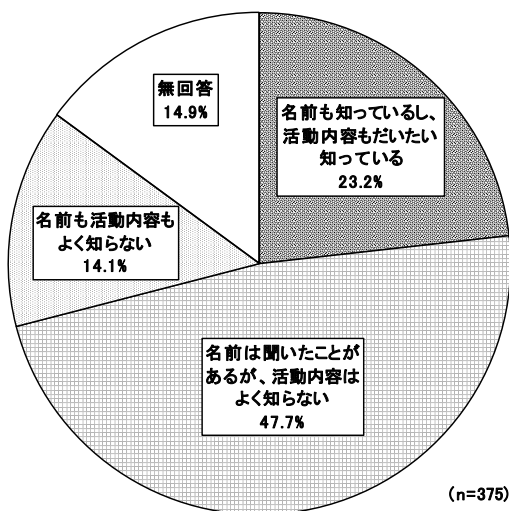
その一方で、市民アンケートでは、社会福祉協議会に対する住民の期待としては「高齢者支援」が最も多く、次に「障がい者（児）支援」、「子育て支援」となっています。

そのため、子どもの育成から高齢者や障がい者等の支援サービスに至るまで幅広い分野での活動の充実が求められています。

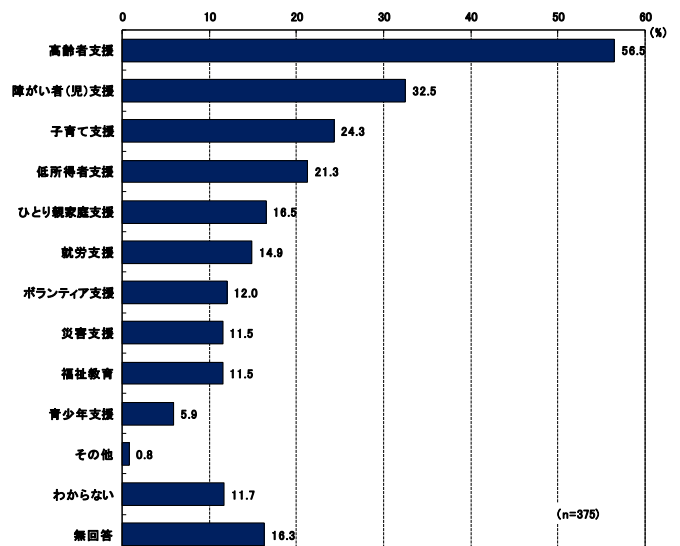
こうした住民の期待に応じ、自主的な運営が進められるよう、社会福祉協議会の組織・経営基盤のさらなる強化が必要となります。

また、社会福祉協議会は広報紙の発行やボランティアの育成、「ふれあい・いきいきサロン」活動など、特色ある活動を通して理解者を増やし、市が推進する地域福祉活動に大きな役割を果たしていくことが求められます。

■ 社会福祉協議会の認知状況 ■



■ 社会福祉協議会に期待すること ■



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①社会福祉協議会の機能強化

- ◆社会福祉協議会がボランティアの育成をはじめ、地域福祉推進の牽引的な役割を十分に果たすことができるよう、機能強化を支援します。
- ◆社会福祉協議会の活動内容が住民に十分理解され、協力が得られるよう、情報提供の充実を促進します。

### ②地域福祉活動計画の実施促進

- ◆社会福祉協議会は、鹿島市地域福祉計画の地域の生活課題やニーズに対応した各種事業の補完的役割のある整合性をもった地域福祉活動計画の策定を行い、活動計画に沿った新たな自主事業の展開については、必要な支援を行います。

#### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"><li>○社会福祉協議会の事業目的や事業内容について関心を持ち、その活動への理解を深めます。</li><li>○社会福祉協議会が提供するボランティア講座などに積極的に参加するよう心がけます。</li><li>○地域福祉活動計画についての情報を理解し、取り組めるものについては積極的に協力します。</li></ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域単位に、社会福祉協議会の事業との連携を深め、地域としての問題解決力の向上に努めます。</li><li>○地域単位に地域福祉活動計画に沿った施策や事業に積極的に取り組みます。</li></ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"><li>○社会福祉協議会の事業運営に対し、情報提供などの側面的な支援や連携を充実し、社会福祉協議会との役割分担の中で地域福祉の推進に努めます。</li><li>○社会福祉協議会との連携とそれぞれの役割分担を通して地域福祉計画と地域福祉活動計画の実現に向けた取り組みを進めます。</li></ul>

## (3) 地域課題を解決できる仕組みづくり

### 現状と課題

地域での住民の結びつきは次第に薄れつつある一方で、支援を必要とする人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、人々のつながりや地域福祉への理解が重要となっています。

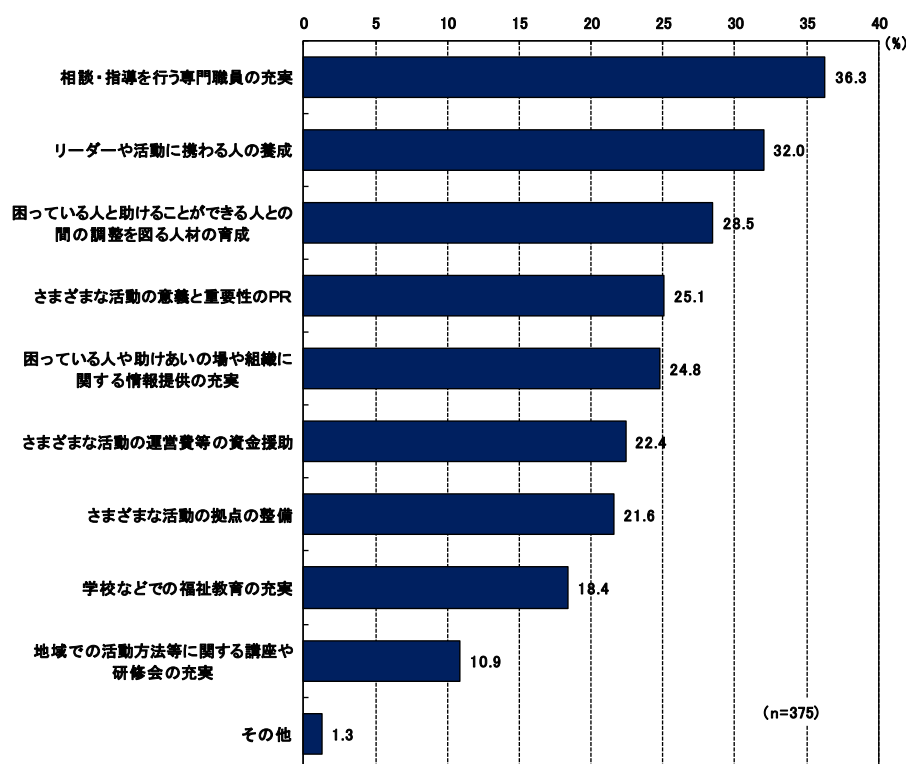
こうした状況を踏まえ、今後、地域の住民が互いに協力し、支え合うことのできるネットワークを構築していくことが重要であり、コミュニティの形成に併せて、地域の各種ボランティアや住民組織、民生委員・児童委員など、地域で率先して活動している組織活動を中心に、地域一体となって支援する体制の構築が求められます。

このためには、既存のボランティア活動や地域活動の活発化を支援していくとともに、

地域で暮らす元気な高齢者や豊富な知識・経験・能力を持った定年退職者等を地域の貴重な人材として位置づけながら、地域住民による多様なボランティア活動の育成などを進めていく必要があります。

また、地域の人々の交流や地域活動をするにあたって、公共施設等の既存資源を活用した場づくり、拠点づくりが必要です。

■地域福祉を推進するための取り組み（再掲）■



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①住民自治組織による地域福祉の推進

◆住民と市との共生・協働による自治を実現するため、各地区のコミュニティにおける主体的な地域福祉活動への支援を図り、その仕組みづくりを進めます。

### ②住民自身の日常的な取り組みの推進

◆地域では、住民がお互いを信頼し助け合うために、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切であり、住民同士の声かけ運動などを実践します。

### ③社会参加機会の充実

◆地域のひとり暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親子等日ごろ孤立しやすい人々が社会参加できる機会を充実します。

◆高齢者については、県事業としての「地域共生ステーション」を創出し、生きがいつくりや社会参加機会の充実を図ります。

#### ④世代間交流・地域住民間交流の促進

- ◆高齢者や障がい者等にとっては生きがいづくりの場として、また、子どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、地域のあらゆる交流事業の活性化を進めます。
- ◆高齢者などの知恵や技能を生かした交流や地域の伝統文化・歴史にふれる活動など世代間交流を促進します。
- ◆地域において昔からの行事や新たな地域イベントを開催し、地域での住民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。

#### ⑤多様な学習機会の確保

- ◆学習する意欲のある住民に対し、個人のニーズに応じた学習の機会や情報を提供します。

#### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の活性化を進めるコミュニティ等への関心や理解を深め、地域活動などに主体的に参加するよう努めます。</li> <li>○地域で孤立しやすい人々の確認と見守りを行います。</li> <li>○地域のさまざまな交流事業や生涯学習の機会に積極的に参加します。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民への地域活動に関する情報を提供するとともに、住民各層が参加できる機会づくりに努めます。</li> <li>○民生委員・児童委員などの住民組織や市、社会福祉法人・事業者等の専門機関との連携を図りながら、地域にある問題の発見力や解決力を高めていきます。</li> <li>○地域で孤立しやすい人々の社会参加を支援します。</li> <li>○世代間交流、地域間交流のための地域一体となって、市の取り組みを積極的に支援します。</li> <li>○市での生涯学習の場づくりに積極的に関わるとともに、人材の提供等で支援します。</li> </ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティの育成に努めるとともに、地域課題への対応を図っていきます。</li> <li>○住民への専門的な指導・助言などの協力体制を充実します。</li> <li>○地域で孤立しやすい人々の社会参加のための取り組みを推進します。</li> <li>○世代間交流、地域間交流のためのイベントや各種交流事業への取り組みを推進します。</li> <li>○生涯学習に関わる講座や学習会を積極的に開催し、住民が参加しやすいような環境づくりとともに、多様な学習機会の確保を図ります。</li> </ul>

## (4) 福祉教育の推進

### 現状と課題

地域福祉を推進していく上では、ノーマライゼーションの意識を持ち、すべての住民がお互いを尊重し、ともに支えあう心を持つことが重要です。

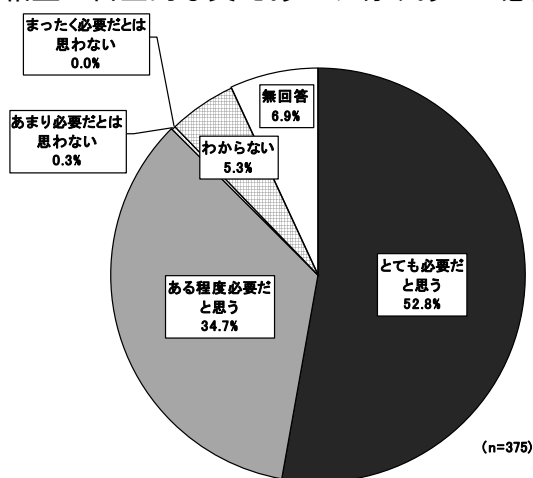
ノーマライゼーションの意識や相互扶助の意識を醸成するためには、子どもの頃からさまざまな社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間との交流の機会を多く持つことが大切です。

本市では「広報かしま」やホームページ等を通して、福祉のこころの醸成に向けた啓発を行うとともに、学校教育では、年間指導計画等を踏まえ、総合的な学習の時間などを通して福祉教育に取り組んでいます。

また、生涯学習の場においても、さまざまな体験活動やボランティア活動を通して、福祉活動への理解と参加を促進しています。

このような中、市民アンケートにおいては、地域での問題に対して住民相互が協力しあうことの必要性について「必要だと思う」人が全体の9割近くに上ります。

■住民相互の自主的な支えあいや助けあいの必要性(再掲)■



このため、人権教育や社会教育の場などを通して住民各層に対するノーマライゼーションの理念の一層の浸透を図っていくとともに、高齢者や障がい者等と実際に交流する機会の充実を図り、支援活動の輪を広げていくことが求められます。

### 具体的な取り組みと役割分担

#### ①家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供

- ◆家庭において親から子へと地域福祉教育がなされるために、親を対象とした地域福祉に関する勉強会の実施を検討します。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を進めます。
- ◆一人でも多くの人々が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供します。

## ②学校教育における福祉教育の推進

◆学校教育の中で課外活動の時間や総合的学習の時間を活用し、社会福祉協議会などと連携しながら、体験型の福祉教育を推進していきます。

## ③住民や児童・生徒と福祉施設等との交流の促進

◆地域においては、住民や児童・生徒と福祉施設などとの交流を促進します。

### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	○自ら積極的に学ぶ気持ちを持ちます。 ○ゲストティーチャー*への要請等には積極的に対応します。 ○市内の福祉施設の実態を把握し、理解に努めます。
地域のめざすこと(共助)	○福祉制度や障がい者などを理解する学習会を開催します。 ○いろんな人がゲストティーチャーとして積極的に学校に関わります。 ○自治会等地域の活動組織で近隣の福祉施設の訪問などを通して、交流を深めます。
市(行政)の役割(公助)	○地区の集会等への講師の派遣等福祉教育を推進します。 ○学校とゲストティーチャーの調整を行います。

## (5) 人権意識や男女共同参画意識の向上

### 現状と課題

住民相互に支え合い、ともに生きる地域づくりを進める上においては、まず、お互いの人権を認め合う意識と行動が不可欠であり、これを地域づくりの根幹に位置づける必要があります。また、男女共同参画社会基本法の施行に伴い、男女を問わず一人一人が自己実現を図ろうとする意識が高まるとともに、女性の社会進出があらゆる分野で進んでいます。しかし、家庭や社会の中には、依然として男女の性別役割分担意識が根強く残っており、本来尊重されるべき、性別にかかわらずすべての人の多様な生き方の選択を阻む要因となっています。

これらを踏まえ、今後、地域福祉をより一層推進していくためには、こうした人権が保障され、不平等感が解消されることが前提であり、地域全体があらゆる差別を許さないという意識、すなわち「心のバリアフリー化」に取り組むとともに、住民一人一人が男女共同参画に関して正しく理解することが必要です。

\* ゲストティーチャー

指導者として特別に学校に招いた一般の人々のこと。



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①人権尊重に関わる啓発・広報活動や学習会等の推進

- ◆あらゆる差別や人権侵害をなくすため、市の広報やホームページなどによる広報活動を充実するとともに、人権週間における人権啓発講演会の開催、各種人権啓発パンフレット等により啓発活動を充実します。
- ◆地域や職場、学校等において人権問題の学習会に取り組むとともに、啓発ビデオや機材等の学習教材の貸し出しを行い、学習活動の支援を行います。

### ②「心のバリアフリー※化」に根ざした人権教育の充実

- ◆人権についての正しい理解と認識を深め、人権意識・人権感覚を身につけるために、学校教育や生涯学習などあらゆる場を通して人権教育の充実を図り、「心のバリアフリー化」を推進します。

### ③男女共同参画の推進

- ◆男女共同参画社会形成に関する啓発や広報活動の充実を図って、住民の理解を深め、家庭・地域・学校・職場等における慣習・しきたりの見直しや、自治会など地域活動における女性の参画や住民リーダーの育成を促進します。

#### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○思い込みや偏見による差別をなくすなど人権問題を自分の問題としてとらえます。</li> <li>○性別による役割分担意識をなくす男女平等について家庭で話し合います。</li> <li>○講座等に参加し男女共同参画推進について理解を深めます。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パンフレットや学習会等を通して、地域住民への人権啓発等に努めます。</li> <li>○地域、職場などにおいて、男女がともに主体的で自由な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方について考えます。</li> </ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権啓発講習会等の開催やパンフレット等を通じた啓発や広報活動、教育の機会を充実します。</li> <li>○性別による役割分担意識をなくすため、男女共同参画意識の啓発や男女共同参画に関する住民からの相談に適切に応えます。</li> </ul>

※ バリアフリー

バリアフリーとは「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者に配慮をすることであり、心のバリアフリー化とは、何事に対しても差別のない意識や考えをもつこと。

## (6) 防災・防犯体制の整備

### 現状と課題

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降、災害に対する危機意識が高まっています。

このような中、本市には、寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者、障がい者等、何らかの支援を必要とする人がいます。そのため、本市では、鹿島市地域防災計画及び鹿島市災害時要援護者避難支援プランに基づき、地域住民や消防・警察などの関係機関との連携のもと、避難場所の整備や自主防災組織への支援、総合的な防災訓練等を実施しています。

市民アンケートにおいて、災害時の対策の中で「地震や津波などの場合の、避難ルート・避難先などを家族で話し合っている」人は 1 割に過ぎず、結果として避難場所の認知度は半数弱にとどまっています。

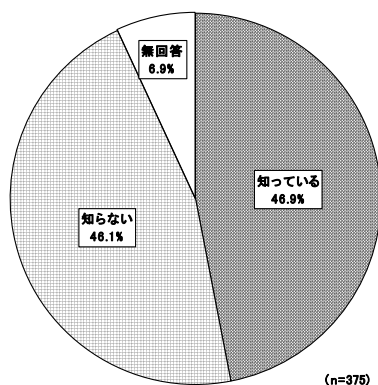
このような中、災害時、ひとりでは避難することが困難な人、いわゆる「要援護者」としては高齢者が圧倒的に多く、以下、障がい者（児）、病人・けが人、乳幼児・小学生児童等が大半を占めるとともに、彼らへの支援としては「部落」「市役所」が大きな役割を担っており、部落を中心とした地域での災害や緊急時の支援体制が求められています。

一方で、個人情報保護制度との兼ね合いから、避難時に支援を要する高齢者や障がい者等をどのように把握するかが課題となっています。

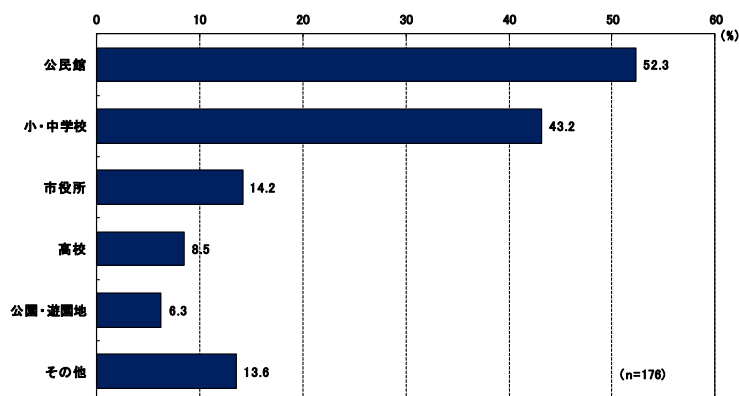
また、今日、全国的に犯罪が巧妙化し、悪質な犯罪件数も増加傾向にあり、特に犯罪の標的になりやすい子どもや高齢者、障がい者等に対する防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

こうしたことから、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、近隣住民同士の交流や地域での見守りネットワークを通して、防犯や災害発生時に対応できる地域づくりを進めていく必要があります。

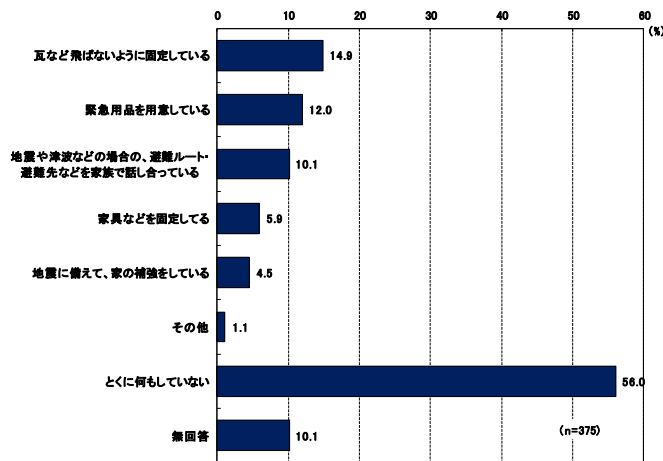
■ 災害時の避難場所の認知状況 ■



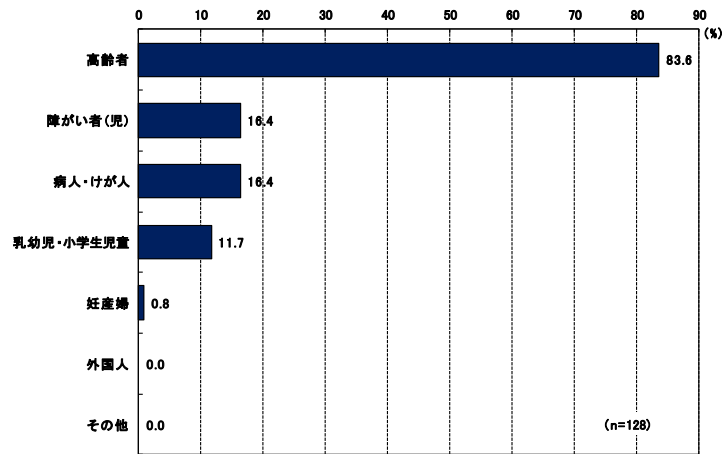
■ 認知している避難場所 ■



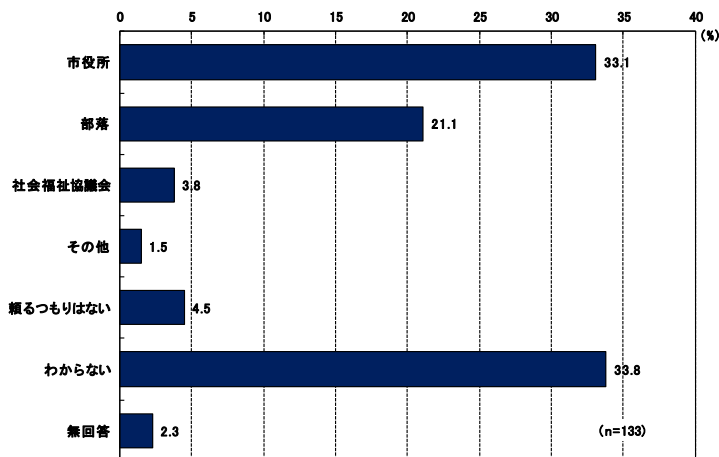
■災害発生時の対応策■



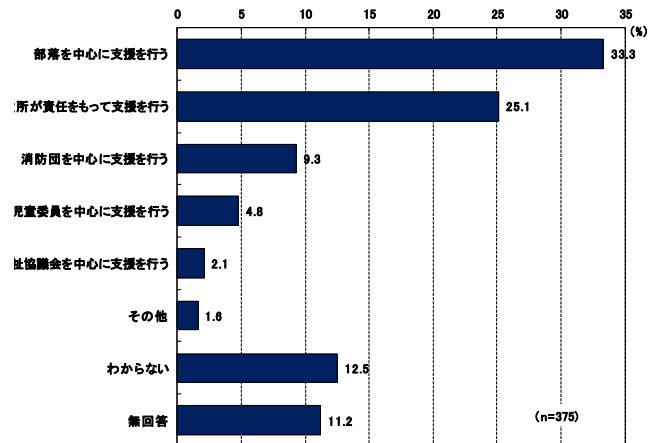
■ひとりで避難することが困難な人■



■頼りたいところ■



■要援護者への支援内容■



## 具体的な取り組みと役割分担

### ①災害時要援護者ネットワークの整備

- ◆関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制を整備します。
- ◆プライバシー保護に配慮しながら、要援護状態にある高齢者や障がい者等、災害時に避難誘導などの支援を必要とする人の把握に努めます。

### ②自主防災組織の育成・支援

- ◆地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、組織の見直しと機能強化を図るとともに、自主防災組織を育成します。

### ③住民の防災意識の高揚

- ◆市の広報やホームページ等を通し、災害時における避難場所などの周知を図るとともに、地域における災害に応じた災害マップ作成等の検討を図ります。

### ④防災施設・情報提供体制の整備充実

- ◆災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設等の耐震化に努めるとともに、防災備蓄物資を計画的に配備します。
- ◆災害による断水時などに、地域住民と連携し、高齢者や障がい者等に配慮したライフライン確保に努めます。
- ◆防災行政無線などのメディアを活用し、災害時における住民への適切な情報提供に努めます。

### ⑤地域防犯ネットワーク、防犯パトロール組織の整備

- ◆防犯に関する講習会などを実施し、住民一人一人の防犯意識を高めます。
- ◆高齢者や障がい者等を狙う悪質商法や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、啓発や相談活動の充実を図るとともに、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行うなど、地域での安全活動の充実を図り、地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。
- ◆地域における犯罪を地域住民で防ぐために、市、関係団体が連携をとり、地域住民による防犯組織の強化を図り、地域全体で防犯体制づくりを促進します。

#### ■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"><li>○日常生活を通し地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動に積極的に参加するようにします。</li><li>○日頃から防災に関する情報に関心を持ち、地域の自主防災活動に積極的に参加します。</li><li>○災害時の節水や節電等に積極的に協力します。</li><li>○家庭で防犯についての話し合いをするとともに、地域での防犯訓練などに積極的に参加するようにします。</li></ul>

<p>地域のめざすこと（共助）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における要援護者などの支援体制づくりを進めていきます。</li> <li>○地域での防災訓練、避難誘導訓練等を行うなど、自主防災組織の拡充に努めます。</li> <li>○地域の実情に応じた避難場所の確認等を含む災害マップの充実などコミュニティを通じた自主活動に取り組みます。</li> <li>○災害時の節水や節電等に対して、地域が一体となって、協力するとともに、市からの情報の的確な把握と共有を図ります。</li> <li>○地域住民、部落、関係団体、学校、警察等が連携して防犯ネットワークを形成するとともに、防犯パトロール活動等地域での防犯活動を推進します。</li> </ul>
<p>市（行政）の役割（公助）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関との密接な連携確保とともに、地域防災計画などをもとに、プライバシー保護に配慮して災害時要援護者の把握と支援体制の確保に取り組みます。</li> <li>○地域防災無線をはじめ、防災 FAX、インターネットなど、緊急時における多様な情報伝達手段を確保します。</li> <li>○広報等により、自主防災組織の重要性を広く周知し、自主防災組織における活動の活性化を支援していきます。</li> <li>○広報やホームページを通じた防災意識の高揚や災害マップの充実等により、実効性ある防災環境づくりに努めます。</li> <li>○「広報かしま」やパンフレットの配布などによる防犯に関する知識、対応行動等の普及を図ります。</li> <li>○防犯灯の設置への支援など、犯罪が発生しにくい環境整備に努めます。</li> <li>○市内で発生した不審者等の緊急情報を、携帯電話やパソコンメールで配信する情報発信サービス等の利用を検討します。</li> </ul>

## (7) ユニバーサルデザインのまちづくり

### 現状と課題

高齢者も障がい者も不自由なく外出ができ、それぞれの能力を生かしながら、就労や趣味、地域活動、ボランティア活動、スポーツ・レクリエーションなど、積極的に社会参加できる環境づくりが求められています。

そのためには、不特定多数の人が利用するあらゆる施設が誰にとっても使いやすく快適なものとなるように、バリアフリー化を進める必要があります。

さらに、今後のまちづくり事業において、すべての人が安全で快適に利用できるというユニバーサルデザイン\*の視点を取り入れ、生活環境の整備を進めることが必要であり、足りない部分については、周囲の人が「心のバリアフリー化」を実践できるようバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方の普及を進める必要があります。

また、日常生活を送る上で移動手段を確保することは、高齢者や障がい者等にとっては不可欠な条件ですが、公共交通機関の利便性について必ずしも満足できる状況とは言えません。

本市では、JRや民間のバス路線が運行されており、日常的な移動手段として活用されていますが、バスの運行本数や車両設備、路線の設定などの課題も残されており、公共交通の一層の利便性向上に努める必要があります。

現在、市内循環バス等が運行され、公共施設や医療機関などへの交通手段として利用されていますが、高齢者や障がい者等の社会参加を促進する上からも一層の充実が求められます。

### 具体的な取り組みと役割分担

#### ①ユニバーサルデザインの視点によるまちづくり

- ◆今後、新たに設置する施設などについては、高齢者や障がい者等のための特別な仕様でつくるのではなく、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。

#### ②既存施設のバリアフリー化の推進

- ◆「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」などに基づき、公共施設や道路、公園等を重点的にバリアフリー化を推進します。
- ◆不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を深め、施設のバリアフリー化を促進します。

#### ③公共交通機関を使用しやすい環境づくりや移動支援の充実

- ◆駅舎のユニバーサルデザイン化やバス停留所の配置など、関係機関との連携による公共交通機関を利用しやすい環境づくりを推進します。

\* ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

◆障がい者等を対象とした移動支援事業等を実施するとともに、市内の公共交通の空白地域への対応を検討します。

■住民・地域・市(行政)のめざすことや役割■

区分	役割分担
住民のめざすこと(自助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気づいたらすぐに市などへ知らせます。</li> <li>○ユニバーサルデザインの趣旨を理解し、講座等に積極的に参加するとともに、公共施設などの利用に際しては、一人一人が周囲に配慮して行動します。</li> </ul>
地域のめざすこと(共助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーのまちづくりを全市的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動していきます。</li> <li>○地域で交通の危険な所や介助等支援が必要な場所などを把握・点検し、ユニバーサルデザインの視点から市への改善要請や地域で可能な改善に取り組みます。</li> <li>○移動支援事業の趣旨を理解し、地域として支援します。</li> </ul>
市(行政)の役割(公助)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○バリアフリーについて住民への情報提供に努めるとともに、職員一人一人がその必要性を十分認識し、事業・サービスの推進に心がけます。</li> <li>○危険箇所の把握による道路の拡幅やユニバーサルデザインを考慮した歩道の設置等を進めます。</li> <li>○公共施設については、高齢者や障がい者の方が利用しやすいように、スロープ化やエレベーターのほか、トイレの整備等を行います。</li> <li>○高齢者や障がい者等が、気軽に社会参加でき、さまざまな交流を深めることができるよう、福祉有償運送サービスなどによる地域の交通手段の環境整備に努めます。</li> </ul>





**V 地域福祉活動計画  
等の概要**

## 第1章 地域福祉活動計画とは

---

～社会福祉協議会が主体となって策定する民間活動の自主的な行動計画です～

社会福祉協議会は社会福祉法の中で地域福祉を推進することを目的とした中核的な組織として明確に位置づけられています。「地域福祉活動計画」は、この社会福祉協議会が主体となって策定する民間活動の自主的な行動計画であり、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取り組みについて体系化したものです。

～中・長期的な視点で地域の福祉力を高めるための計画です～

地域福祉活動計画とは、地域が抱える福祉課題を明確にし、課題解決のためにできること、やらなければならないことを整理し、中・長期的な視点で地域の福祉力を高めるための計画であり、住民・民間団体・行政・社会福祉協議会による協働作業に基づいた計画です。

社会福祉協議会は、住民のニーズに応える福祉活動や、地域に根ざした取り組み支援などを軸に、この事業計画に沿って活動を展開していきます。

## 第2章 計画の基本的考え方

---

### (1) 市の地域福祉計画との連携

「地域福祉活動計画」の策定にあたっては、鹿島市のこれからの地域福祉を描く行政計画としての「鹿島市地域福祉計画」の将来像を共有し、“**地域での支えや見守りがつくる安心して暮らせる 福祉のまち 鹿島**”の実現を目指します。

「鹿島市地域福祉計画」では3つの基本目標に沿った具体的な活動計画を策定し、地域力の向上を目指します。

### (2) 地域活動計画の意義

地域福祉活動計画には、「暮らし」からみた視点としての「地域支援」と「個別支援」があります。

#### ①地域支援

さまざまな課題を、地域全体で解決していこうというものであり、「地域」とは小集落（班）単位から校区や市まで、組織形態はさまざまです。地域防災マップ作りや学童の見守り、危険箇所点検、自然環境保護・保全等の取り組みがこれにあたります。

#### ②個別支援

個人の生活上の課題に対して、個別に解決する方策を考えるもので、話し相手から場合によっては「法律相談」「医療相談」など専門家の支援を必要とすることもあります。

### ③地域＋個別支援

個人の生活課題を複数の人が抱えているケースであり、例えば「交通手段」など地域の力で個別の課題を民意によって解決する方策です。

## (3) 計画の期間

地域福祉計画と同様に、計画期間は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5か年とします。

## 第3章 鹿島市社会福祉協議会について

---

### (1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を強化するために、昭和26年から全国で設立が進められました。以後は、地域の福祉課題を解決する民間団体として、住民座談会の開催等による福祉ニーズ・福祉課題の明確化、地域住民の福祉活動の推進、関係機関・団体等の組織化や連絡調整の活動などを担ってきました。また、各地域に必要な福祉サービスの提供や相談支援、福祉サービスの利用援助などを行ってきました。

そのような中、「地域の課題解決はみんなの力を合わせて進めていくことが求められ、そのためには課題把握、解決方法の企画立案、社会資源の組織化などの活動を計画的・体系的に行っていく必要がある」という考え方から、次第に各市町村社会福祉協議会において地域福祉活動計画の策定が行われるようになりました。

平成12年6月、約半世紀ぶりに社会福祉法が改正・施行され、社会福祉協議会は同法の第109条において「地域福祉を推進するための中核となるべき団体」として位置づけられ、より大きな使命を担うこととなりました。

### (2) 鹿島市社会福祉協議会について

鹿島市社会福祉協議会は、昭和30年4月に任意団体として発足し、昭和42年6月22日に社会福祉法人の認可を得て本格的に動き出しました。

社会福祉協議会（「社協」と呼んでいます）は、住民みんなの幸せを高めるためにはどうしたらよいか、公私関係者が一緒になって話し合い計画を立て、住民の協力を得て事業を実施したり住民活動を援助したりする民間の団体です。

鹿島市社会福祉協議会の財源は大別して「公的補助金」「共同募金配分金」「寄付金」「自主財源」に分けられています。

「自主財源」として住民の協力によって成立しているのが、「社協会員制度」です。この会員からの会費が地域福祉事業の財源となっています。

## 【社協会員制度】

- 「一般会員」「特別会員」「団体会員」「法人会員」の4つの会員ごとに会費額を定め、地域福祉事業の財源としています。
- 社協会費による事業

### 地域福祉事業

食生活改善、いきいきサロン事業、福祉用具貸出事業、福祉団体育成、広報、調査活動等。

### ボランティア活動振興事業

各種ボランティア活動を支援しています。

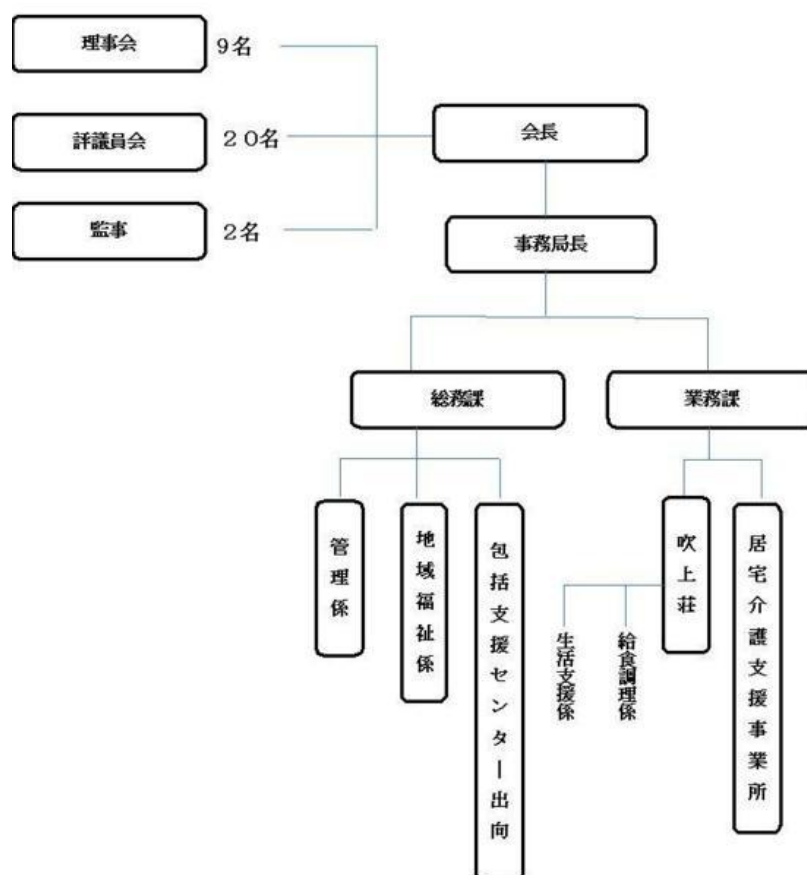
### 福祉バスの運行事業

福祉向上を図ることを目的に福祉バスを運行しています。

## 【組織体制】

現在の組織体制は次のとおりです。

■ 鹿島市社会福祉協議会組織図 ■



## 【主要取り組み事業】

現在の主要な取り組み事業等は次のとおりです。

事業分野	個別事業
地域福祉活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>愛の一声ネットワーク事業</b> 一人暮らし高齢者、寝たきりや高齢者のみの世帯に対し、隣近所の人々が手をさしのべたり、見守り活動をする体制づくりを推進する。</li> <li>・<b>食生活改善事業</b> 地域のボランティアの協力を得て、一人暮らしや高齢者のみの世帯などを対象に会食会や配食活動を推進する。</li> <li>・<b>ふれあい・いきいきサロン事業</b> 「ふれあい・いきいきサロン」は自分の住んでいる身近な地域において参加者が主体となって自主的に運営し、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、生きがいや社会参加を促進する地域の拠点づくりを目的とするもので、各地区でサロンづくりを進めている。</li> </ul>
相談・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>福祉サービス利用援助事業</b> 福祉サービスの利用援助（相談や手続きの手伝い）、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービス、成年後見制度の相談等を行っている。</li> <li>・<b>生活福祉資金貸付事業（県社協事業）</b> 低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活を営んでもらうことを目的とする貸付制度。</li> <li>・<b>心配ごと相談事業</b> 各種相談事業を実施している。</li> </ul>
福祉教育・ボランティア活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>ボランティア活動事業</b> ボランティアに関する相談、グループへの支援、普及啓発・団体設立支援、情報誌の発行、養成講座の開催、学校等での福祉教育への支援等を実施している。</li> </ul>
在宅福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>通所介護サービス</b> 日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービス。</li> <li>・<b>居宅介護支援サービス</b> ケアマネージャーによるケアプラン作成業務。</li> <li>・<b>在宅介護者交流事業</b> 介護をしている人を対象に、介護者相互の交流促進と介護者自身の元気回復を図り、在宅介護への新たな意欲を育むことを目的に開催している。</li> <li>・<b>外出支援サービス事業</b> 高齢や障がいにより、単独での移動及び公共交通機関の利用が困難な人を対象にボランティアの運転による外出支援を行う。</li> <li>・<b>福祉用具貸与事業</b> 地域の虚弱高齢者、身体障がい者（児）などを対象に福祉用具を貸与し、可能な限り、本人の能力に応じた自立生活を営むことができるように援助している。</li> </ul>
その他の福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>福祉バスの運行</b> 社会福祉団体などの福祉向上を図ることを目的として、研修、レクリエーションなどの活動のために運行している。</li> <li>・<b>老人福祉センターの運営</b> 高齢者を対象に、健康増進のレクリエーションなど健康で明るい憩いの場として利用できるようにしている。</li> <li>・<b>ふれあい福祉センターの運営</b> 福祉会館玄関に、バザー用品や福祉作業所の物品を展示・販売することにより、会話が生まれ、ふれあいの場となっている。</li> <li>・<b>福祉のつどいの開催</b> 市内で活動する福祉団体等と連携し、地域で支える福祉の充実を図るため開催している。</li> </ul>

## 第4章 社会福祉協議会に対する住民ニーズ

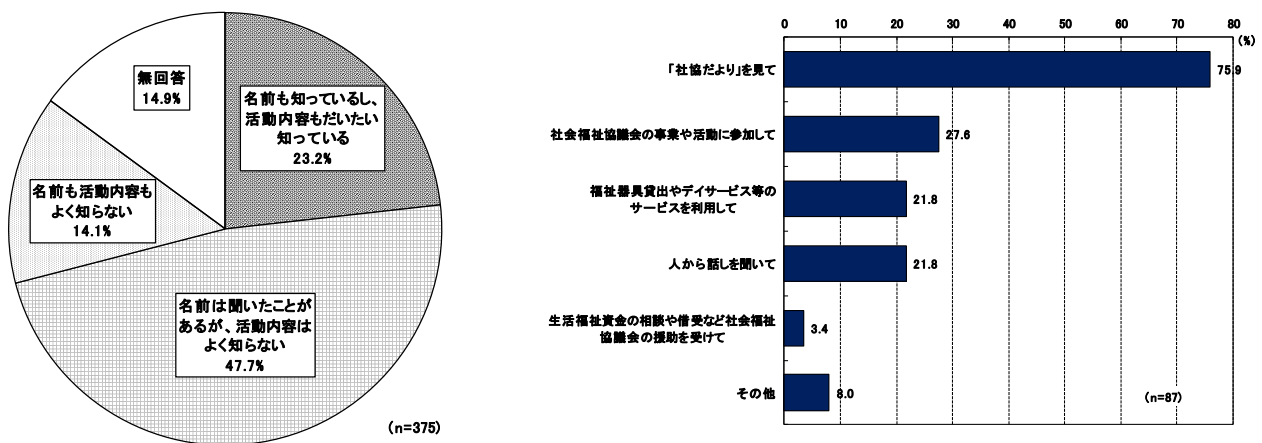
市民アンケートの主要結果からみた住民ニーズとしては、以下のようなことが考えられます。

### (1) 社会福祉協議会の取り組み内容の認知度アップの必要性

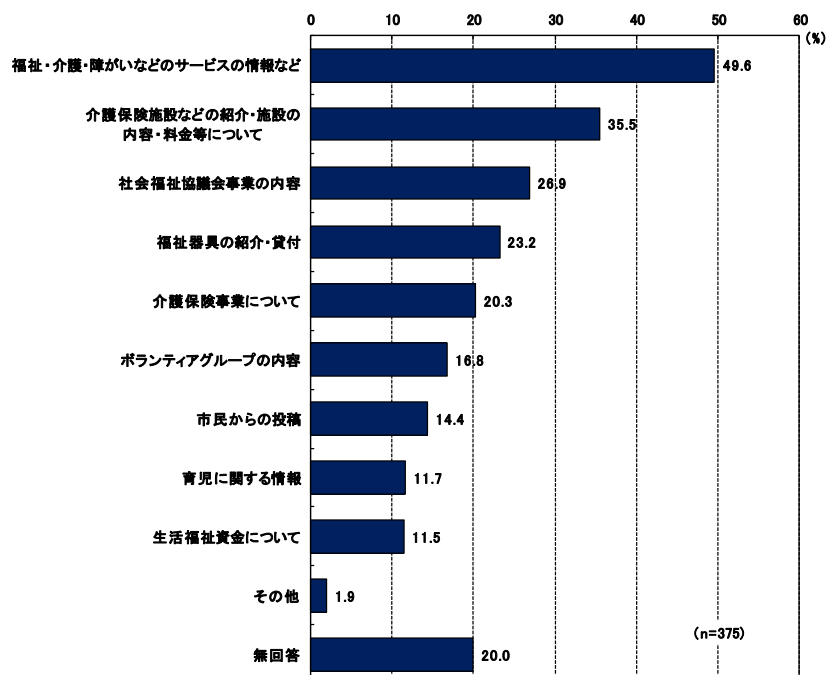
社会福祉協議会の活動については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」、「名前も活動内容もよく知らない」が全体の6割を占めており、活動の内容について、「社協だより」をはじめ、多様な情報発信手段を活用して、周知を図る必要があります。

具体的には、「福祉・介護・障がいなどのサービスの情報など」「介護保険施設などの紹介・施設の内容・料金等について」「社会福祉協議会事業の内容」「福祉器具の紹介・貸付」「介護保険事業について」等の内容の充実が求められています。

■ 社会福祉協議会の認知状況(再掲)と認知経路 ■

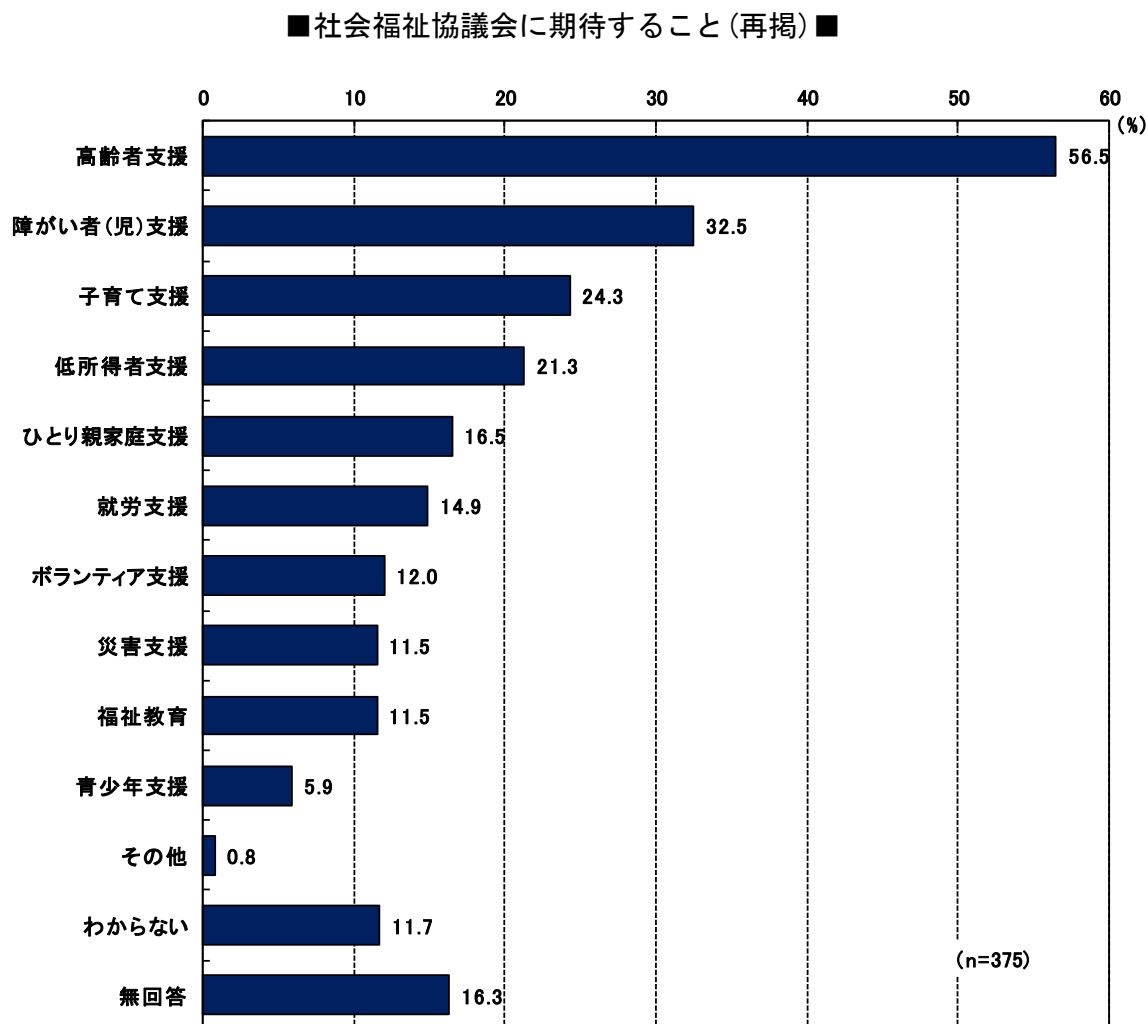


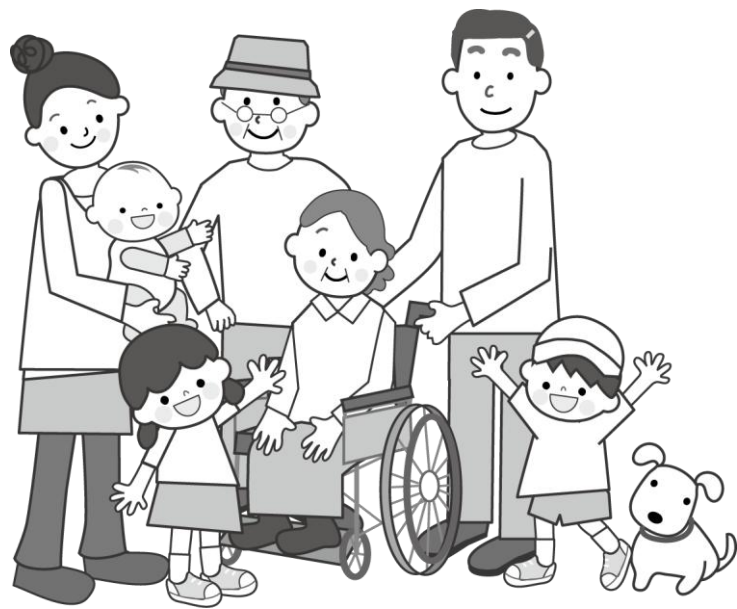
■ 社協だよりに掲載して欲しいもの ■



## (2) 社会福祉協議会に期待される取り組み事業

社会福祉協議会に期待することとしては、「高齢者支援」が最も多く、以下「障がい者(児)支援」、「子育て支援」、「低所得者支援」が主要事業となっています。







## **VI 鹿島市地域福祉 活動計画**

# 第1章 「安心」を形にする

## (1) 地域に密着した相談・支援の充実

### ①福祉サービス利用援助事業等の充実

#### 具体的な取り組み

##### ◆福祉サービス利用援助事業の充実

自己判断能力に不安のある認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、福祉サービスの利用手続きや定期的な訪問による見守り、日常生活上の助言や金銭管理等を行うとともに、本人を支える関係機関や市との連携を図ります。

##### ◆相談援助技術の向上

職員のコミュニティソーシャルワーク技術の向上や相談援助技術の向上を図るための内部研修を強化します。また、外部研修にも積極的に参加し、自己研鑽、スキルアップを図ります。

#### 主な事業

##### ●福祉サービス利用援助事業

- ・福祉サービスの利用援助(相談や手続きのお手伝い)
- ・日常的な金銭管理
- ・書類等の預かりサービス
- ・成年後見制度の相談など

### ②福祉介護相談・電話相談の充実

#### 具体的な取り組み

##### ◆地域総合相談窓口の充実

身近な地域で、誰もが相談しやすいような気軽な相談体制の充実に努め、多様化するニーズにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。

##### ◆福祉サービス苦情解決相談の実施

相談事業の広報・周知を行うとともに、福祉サービスの利用で困っている人々の把握に努めます。また、福祉サービスの利用に関して当事者間で解決できないことに対しては「第三者委員会」等を設置し、解決を図ります。

##### ◆心配ごと相談の充実

住民が抱える生活課題等に関する心配ごと相談事業を充実させるとともに、専門家への引き継ぎや紹介など、解決に向けた方向付けを図ります。

##### ◆介護者や障がい者(児)の介護や療育相談の実施

介護者及び障がい者関連団体等との協働で介護や療育に関する相談業務を実施します。

## **主な事業**

- 心配ごと相談事業
  - ・福祉介護電話相談

## (2) 気づきや見守りを通じた身近な支援

### **①気づきや見守り活動体制の充実**

#### **具体的な取り組み**

##### **◆会食会や配食活動を通して「安心」活動の充実**

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、障がいがある人などが、地域の中で孤立しないよう、地域のボランティアの協力を得て、声かけ・見守りや簡単な生活支援を進めます。

##### **◆地域で支援する人材の育成**

より多くの地域住民が、地域福祉活動に参加し、かつ活動が継続できようにするために地域福祉の担い手の拡大と育成を図ります。

##### **◆介護支援専門員（ケアマネジャー）活動の充実**

市内で活動する居宅介護支援事業所と連携するとともに、地域に関する情報提供や種々の提案を行います。

## **主な事業**

- 愛の一声ネットワーク事業
- 食生活改善事業
- 居宅介護支援サービス

### **②人権侵害に関する相談等の充実**

#### **具体的な取り組み**

##### **◆関係機関との連携による相談業務の充実**

高齢者虐待をはじめとする複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利を守るため、福祉サービス事業所や民生委員・児童委員など地域福祉関係者、市と連携を図りながら、迅速に対応していきます。

##### **◆権利擁護に関する制度の広報活動の充実**

権利擁護に関する制度や仕組みについて、広報活動を行い、住民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。

## **主な事業**

- 福祉サービス利用援助事業
- 心配ごと相談事業(再掲)

## 第2章 「利用者本位」の福祉サービスを提供する

### (1) 福祉サービス提供事業所等との連携

#### ①民間サービス事業者との連携強化

##### 具体的な取り組み

###### ◆福祉サービスや福祉団体に対する情報の積極的な提供

居宅介護支援事業所で構成する連絡会の事務局として、行政や事業所から発信される情報の周知や情報交換を行うことによって、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の専門的知識が高められ、福祉サービス利用者に対するよりよい支援につなげていけるようにします。

##### 主な事業

- 居宅介護支援事業所間のネットワーク形成

#### ②福祉関係のNPO法人等との連携強化

##### 具体的な取り組み

###### ◆要援護者等の情報の積極的な提供

NPO法人等地域の福祉活動に関わる団体等に対し、行政や事業所から発信される情報の提供を行うことによって、地域でのさまざまな生活支援につなげていけるようになります。

##### 主な事業

- NPO法人等とのネットワーク形成

### (2) 質の高い福祉サービスの提供

#### ①質の高い住宅福祉サービスの充実

##### 具体的な取り組み

###### ◆住民参加型サービスの実施

地域住民が自発的・主体的に参加し、公的サービスだけでは賅いきれない地域の福祉ニーズを解決するため、福祉有償運送サービスの充実をはじめ、宅配サービス、電話による声かけなど住民参加型サービスを検討します。

###### ◆在宅福祉事業の実施

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、また、介護・育児支援として各種在宅福祉事業を実施します。

###### ◆福祉サービス利用援助事業の充実(再掲)

自己判断能力に不安のある認知症高齢者や障がい者等の権利を擁護するため、福祉サ

ービスの利用手続きや定期的な訪問による見守り、日常生活上の助言や金銭管理等を行うとともに、本人を支える関係機関や市との連携を図ります。

#### **主な事業**

- 居宅介護支援サービス
- 家族介護者交流事業
- 外出支援サービス事業

### **②地域に密着した生活支援サービスの充実**

#### **具体的な取り組み**

##### **◆通所介護サービスの拡充**

日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことによって要介護者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減の拡充に努めます。

##### **◆生活福祉資金貸付事業の拡充**

低所得者、障がい者あるいは高齢者世帯に対して、資金の貸与と必要な援助を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図り、安定した生活ができるように支援の拡充を図ります。

##### **◆福祉用具の貸与**

地域の虚弱高齢者、身体障がい者(児)等を対象に、車イス等の福祉用具を貸出し、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深められるよう啓発を図ります。

##### **◆福祉バス運行の充実**

社会福祉団体の研修、レクリエーションやボランティアなどの活動のための運行を通して、一層の福祉向上を図ります。

#### **主な事業**

- 通所介護サービス
- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉用具貸与事業
- 福祉バスの運行

### **③老人福祉センターの機能充実**

#### **具体的な取り組み**

##### **◆老人福祉センターの機能充実**

高齢者を対象に、健康増進のレクリエーションなど健康で明るい憩いの場として、一層の機能充実を図ります。

#### **主な事業**

- 老人福祉センターの運営
- ふれあい福祉センターの運営

### (3) 情報提供体制の整備充実

#### ① 社協だよりの情報提供内容の充実

##### 具体的な取り組み

##### ◆住民にわかりやすい「社協だより」の提供

社協事業のPRをはじめ、市内の身近な福祉情報を提供し、身近でわかりやすい福祉情報を提供します。また、情報提供のよりよい方法について検討します。

##### ◆社協公式ホームページの充実

社協のさまざまな活動や事業を紹介するホームページの内容充実に努めるとともに、将来的には地域住民や団体なども参画する地域コミュニティサイトとしての展開も検討します。

##### ◆社協活動啓発パンフレット等の充実

社協活動全般をまとめたパンフレットの内容の充実に努め、一層の住民への周知啓発を図ります。その他、社協しおりなどわかりやすい簡易な冊子等の製作を検討します。

##### ◆社協の福祉のまちづくり講座の実施

社協職員が集会所等に出向き、社協事業や取り組み等の説明及び地域福祉・介護や介護予防・ボランティアなどの専門知識、技能を活かした講座や実技などの住民のニーズに合わせた講座を行い、また情報提供も行います。

##### 主な事業

- 社協だよりの発行
- 社協ホームページの充実

## 第3章 「地域福祉力」を高める

### (1) ボランティアの育成

#### ①ボランティアに関する相談の充実や活動の普及

##### 具体的な取り組み

##### ◆ボランティア活動への支援、協力、助成

個人や団体が安心してボランティア活動を継続できるよう相談・支援、活動等の助成を行います。

##### ◆ボランティア人材の育成

情報交換の場として、ボランティア団体等の代表者会議やボランティア懇談会を開催し、活動を推進するとともにボランティア人材の育成、リーダーの養成を図ります。

##### ◆コーディネート機能の強化

ボランティアを必要とする人とボランティア活動をしたい人のコーディネート機能がスムーズに働くよう、活動者のデータベースを充実させます。

##### ◆ボランティア活動保険の加入促進

ボランティア活動保険の広報・周知とともに、ボランティア活動保険の受付及び加入促進を図ります。

##### ◆ニーズ把握の拡充

地域内にあるさまざまなニーズを拾い上げるために、見守り活動に携わる人から情報を提供していただくなど、情報誌充実のためのニーズ把握の拡充に努めます。

##### 主な事業

- ボランティアに関する相談
- ボランティア活動のマッチング
- ボランティアグループへの支援
- ボランティア普及啓発と団体設立の支援
- ボランティア活動保険の諸手続
- サポーター事業の推進

#### ②ボランティア講座の充実による資質の向上

##### 具体的な取り組み

##### ◆ボランティア養成講座の開催

新たなボランティアを発掘・育成するため、ボランティア養成講座等を開催します。  
(地域福祉ボランティア養成講座、点訳ボランティア養成講座、ガイドヘルプボランティア養成講座、朗読ボランティア養成講座、傾聴ボランティア養成講座など)

併せて、高齢者や子育て世代を支援するための知識を身につけ、地域でふれあい・いきいきサロン活動を実施することができるボランティアの養成講座も開催します。

#### ◆出前講座のメニュー等の開発と実施

地域福祉活動や介護などに役立つ情報を地域住民に提供する出前講座のメニューを開発し、社協活動の広報・周知と新しい人材発掘に努めます。

#### 主な事業

- ボランティア養成講座の開催
- 出前講座の開催

### ③ボランティア活動情報誌の充実

#### 具体的な取り組み

#### ◆情報提供と情報の共有化のための活動強化

市福祉事務所との情報交流と情報共有を活発に行い、ボランティア活動の情報提供や啓発等のためのボランティア情報誌の充実を図ります。

#### 主な事業

- ボランティア情報誌の発行

### ④ボランティア連絡協議会への支援の充実

#### 具体的な取り組み

#### ◆ボランティア連絡協議会の組織拡大への支援

ボランティア連絡協議会の組織拡大を支援するための研修視察、他団体との交流促進等を積極的に進めます。

#### 主な事業

- ボランティア連絡協議会の運営協力

## (2) 地域課題を解決できる仕組みづくり

### ①住民との協働による福祉のまちづくりの促進

#### 具体的な取り組み

#### ◆共同募金による福祉のまちづくり

地域福祉の推進を目的に、誰もがそれぞれの地域で安心して暮らす事が出来る福祉のまちづくりを目指し共同募金運動を展開していきます。

#### ◆共同募金及び地域福祉たすけあい募金配分事業

共同募金を活用して、自分たちが住むまちの課題解決の取組みや、住民相互の助け合い、支え合いのネットワークの構築を目指します。

#### 主な事業

- 赤い羽根共同募金事業の取組み
- 地域福祉たすけあい募金事業の取組み
- 安心・安全なまちづくり事業による支援
- 地域福祉活動助成事業による支援



## ②高齢者等の生きがいづくりや社会参加の促進

### 具体的な取り組み

#### ◆ふれあい・いきいきサロン事業の拡充

高齢者だけにかぎらず、障がい者や子育て世代など、支援を必要とする人たちが身近な地域に集まる憩いの居場所づくりとしてのふれあい・いきいきサロン事業の拡充を図ります。

#### ◆小地域福祉活動の推進

身近な地域に住民同士で、ふれあい・いきいきサロンを開設して運営していけるよう支援します。

#### ◆出前サロンの実施

ふれあい・いきいきサロンが必要な地域や場所へ社会福祉協議会の専門職員が出向き出前サロンを開催、地域課題の発見とサロンが地域に根付くよう働きかけます。

#### ◆サロン事業の情報

あらゆる機会を通じて、ふれあい・いきいきサロン事業の紹介、助成制度等についての情報提供に努めます。

### 主な事業

- ふれあい・いきいきサロン事業

## (3) 福祉教育の推進

### ①学校等における福祉教育の推進

### 具体的な取り組み

#### ◆学校での福祉教育の協力

子どもの頃から福祉に対する理解と関心を高め、福祉の心の育成や地域社会との連帯意識を育むことを目的として、市内の小中学校で行われる福祉教育やボランティア体験学習の実施に協力します。

#### ◆福祉教育の推進・学校との連携の強化

子どもたちがボランティア活動へ関心を持ち、参加意識を高められるよう、福祉教育の推進を図ります。

#### ◆地域での福祉教育の実施

子どもから大人まで福祉に対する理解と関心を高め、地域支え合いの意識の向上を図るため、地域福祉ボランティア講座等を開催するとともに、障がいについての理解を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるため、地域の特別支援学校等と連携して事業を実施します。

### 主な事業

- 学校等での福祉教育への支援

## (4) 災害時の対応

### ①災害ボランティアの養成

#### 具体的な取り組み

##### ◆災害ボランティア講座の開催

災害ボランティア養成講座を開催し、ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアの育成を行い、災害時に備えた人材育成を図ります。

##### ◆災害時要援護者への対応講習会の開催

ひとり暮らし高齢者や障がい者など災害時要援護者に対して基礎的な対応の仕方についての講習会等を開催し、支援する人も支援される人も災害時に安心して行動ができるようにします。

#### 主な事業

- ボランティア養成講座の開催

## **VII 計画の推進のために**

## **(1) 地域（コミュニティ）における推進体制**

本計画の推進にあたって、地域住民の積極的な参加を促すとともに、地域のコミュニティを中心に、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要であり、地域で自主的にその体制づくりを促進するとともに、市としても積極的な支援を行います。

## **(2) 住民、ボランティア、NPO、民間事業者等の役割**

住民一人一人が地域福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。また、住民一人一人が地域福祉の担い手としてこうした意識を強く持ち、同時に自らボランティア活動などの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

民間事業者は、福祉サービスの提供者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供や公開に取り組むことが求められます。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の地域への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効性があるものにするためには、こうした住民をはじめ、ボランティアやNPO、民間事業者等のさまざまな主体による自主的な取り組みと相互の連携による協働の取り組みが不可欠です。

## **(3) 行政の役割**

地域福祉の推進にあたって、市には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等、関係各課との連携強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

さらに、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

## **(4) 社会福祉協議会との連携**

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ

として、計画の各分野で市社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。  
このため、社会福祉協議会と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

## **(5) 関係機関との連携**

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、県や近隣自治体との共有・連携を図ります。